

契丹蔵が基づいた『一切経源品次録』

—高麗初雕蔵本の再発見とその意義—

池
麗
梅

Yiqiejing yuan pinci lu 一切經源品次錄：

The Rediscovery of the Text of the First Korean Canon Edition and its Significances

Chi Limei

The catalogue of Buddhist texts in China started with the *Zongli zhongjing mulu* 綜理眾經目錄 by Daoan 道安 (314–385). Following the appearance of the *Chu sanzang jiji* 出三藏記集 in the early six century and other catalogues in the Sui and early Tang dynasties, in Kaiyuan 18 of the Tang (730) the *Kaiyuan sijiao lu* 開元釋教錄 of twenty fascicles was compiled by Zhisheng 智昇 (d.u.) at Xichongfu si 西崇福寺, and has since become the standard of later catalogues of Buddhist texts. During the reigns of Xuanzong (r. 712–756), Suzong (r. 756–762), Daizong (r. 762–779), and Dezong (r. 779–805) of the mid- Tang, Buddhist texts translated by Amoghavajra (705–774) and others were newly added to the Buddhist canon. In Zhenyuan 11 (755), Yuanzhao 圓照 (718?–799?) at Ximing si 西明寺 completed the *Zhenyuan xu Kaiyuan sijiao lu* 貞元續開元釋教錄 of three fascicles, and then in Zhenyuan 16 (800) he submitted (to the court) the *Zhenyuan xinding sijiao mulu* 貞元新定釋教目錄 of thirty fascicles. Afterwards, from Dazhong 9 (855) to Xiantong 1 (860), based on the “Ruzang lu 入藏錄” (Register of the texts actually taken in the canon) of the *Zhenyuan lu*, Vanaya master Congfan 從梵 (d. u.) in Zhaojun 趙郡 compiled the *Yiqiejing yuan pinci lu* 一切經源品次錄 of thirty fascicles.

People have come to know in recent years that there is the twentieth fascicle of the *Xinzuan Yiqiejing yuan pinci lu* 新續一切經源品次錄 of the first Korean canon edition in the National Museum of Korea, and that it is the only extant text of the *Pinci lu*. This paper first re-examines early studies of the *jinglu* 經錄 (the catalogue of Buddhist texts), a genre to which the *Yiqiejing yuan pinci lu* belongs. Then it turns attention to the twentieth fascicle of the *Xinzuan Yiqiejing yuan pinci lu* of the first Korean canon edition and, through the analysis of its contents, reveals the relationship of the *Pinci lu* with the Khitan canon and its influence on the Korea canon via the Korean canon.

契丹蔵が基づいた『一切経源品次録』——高麗初雕蔵本の再発見とその意義——

池 麗 梅

はじめに

中国における仏教經典目録（経録）作成の始まりは、道安（三一四～三八五年）の『綜理衆経目録』（佚書）にまで遡る。その後、六世紀初めの『出三蔵記集』（現存最古の経録）、隋や唐代初期の諸経録を経て、唐開元十八年（七三〇）頃、『開元釈教録』二十卷（以下、『開元録』と略称する）が西崇福寺の智昇によって編纂され、これが後世の経録の基準となった。同録の卷十九と卷二十に所収の「入蔵録」（以下、『開元入蔵録』と略称する）が漢文大蔵経の經典収録に関わる規範を確立したことによって、「開元入蔵録」に著録される四百八十帙・千七十六部・五千四十八卷に及ぶ經典は、後世に至るまでその漢文大蔵経の正蔵としての地位を不動のものとしたのである。また『開元録』の成立後まもなく長安華嚴寺の玄逸は「開元入蔵録」に基づいて『大唐開元釈教広品歴章』三十卷（以下、『開元広品歴章』と略称する）を編纂した。

唐代中期の玄宗・肅宗・代宗・徳宗の時代には不空らが翻訳した仏典等が新たに大蔵経に加わった。そこで、西明寺の円照は貞元十一年（七九五）に

『貞元統開元釈教録』三卷（以下、『統開元録』と略称する）を完成させ、続いて貞元十六年（八〇〇）に『貞元新定釈教目録』三十卷（以下、『貞元録』と略称する）を進上した。更に、趙郡の業律沙門從梵が唐大中九年（八五五）から咸通元年（八六〇）にかけて、『貞元録』の「入蔵録」（以下、『貞元入蔵録』と略称する）に基づいて『一切経源品次録』三十卷を編纂した、と伝えられている。最後に、五代の南唐保大四年（九四六）十一月、報恩禪院の恒安が『統新訳貞元釈教録』一卷（以下、『統貞元録』と略称する）を進上する。この時代に造られた経録は、『一切経源品次録』を除けば、いずれも『開元録』以後に入蔵することになったいわゆる統蔵部分に収録される經典の訳出・入蔵の経緯を記録し、あわせて卷数・分量（紙数）・配列順序を取り決めることを主眼としていた、と言えよう。

一方、北宋代になると、伝法院から新訳經典が続々と訳出されるに連れて、数度にわたって経録が製作されることになる。今日にまで伝わっている経録として、趙安仁監修、楊億・惟浄編『大宋大中祥符法宝録』二十二卷、惟浄編・夏竦潤文『天聖釈教総録』三卷（以下、『天聖総録』と略称する）、呂夷簡・宋綬編『景祐新修法宝目録』二十一卷の三種類があり、いずれも開宝蔵

関連の経録である。但し、北宋の開宝四年（九七一）に開板された史上初の木版大藏経である開宝藏の正藏部分は、原則として「開元入藏録」に従っている。そのため、北宋の経録が担うことになる最も重要な役割は、北宋新訳經典の翻訳・進上・入藏の経緯を記録し、あわせて唐代中期の四朝訳経と北宋新訳經典を中心に構成される続藏部分の収録内容とその配列順序を定めることであつた。

以上に概観した諸経録の中、『開元録』に至るまでは歴代の刊本大藏経（正藏）に収められているが、それ以降に成立した経録の収録状況はだいぶ異なっている。例えば、『貞元録』は高麗初雕藏本（十六巻現存）・高麗再雕藏本（全巻現存）の他には日本の写本一切経にしか伝わっていない。また、『続開元録』は高麗再雕藏本と金藏本の二種類が確認されているが、『続貞元録』は高麗再雕藏にだけ伝わっている。この外、金藏には唐代成立の『開元広品歴章』（全三十巻の中、十四巻が現存）をはじめ、北宋の『大宋大中祥符法宝録』（全二十二巻の中、六巻が現存）、『天聖総録』（全三巻中の二巻現存）、『景祐新修法宝目録』（全二十一巻の中、十四巻が現存）が伝存している。

これらの経録はテキストが現存していることから、今日まである程度研究されてきたものが多い。ただ、『一切経源品次録』という経録は、咸通元年（八六〇）に従梵が「貞元入藏録」に基づいて編纂したことが伝えられている程度であり、ほぼ知られることがなかった、言わば幻の経録である。近年、韓国国立中央博物館に高麗初雕藏本『新續一切経源品次録』巻二十が収蔵されていることが知られるようになったが、この巻二十が『一切経源品次録』の現存する唯一のテキストなのである。

そこで、本論文では、『一切経源品次録』という経録に関する従来の議論

を再検討し、更には高麗初雕藏本『新續一切経源品次録』巻二十に注目し、同テキストの内容の分析を通じて、同録と契丹藏との関係、そして契丹藏を経由することで高麗藏に及ぼされた影響を明らかにしたい。

一 『一切経源品次録』に関する議論と問題の所在

趙城金藏の発見が一九三四年に知らされると間もなくして、横超慧日「一九三五」「新出金版藏経を見て」^①と塚本善隆「一九三六→一九七五」「仏教史料としての金刻大藏経―特に北宋釈教目録と唐・遼の唯識宗関係章疏について」^②などが公表された。両氏は共に趙城金藏に含まれている経録類の稀覯本に注目しているが、金藏本『天聖総録』下冊に見える「広品歴章三十巻」という書名の解釈をめぐっては対立した見解を示している。

横超氏は、『天聖総録』に見える「広品歴章三十巻」と『至元法宝勘同総録』で言う「広品歴章三十巻沙門玄逸撰」、そして金藏本『大唐開元釈教広品歴章』の三者は同じ著作と考えている。一方、塚本氏は、『天聖総録』に挙げられている「広品歴章」三十巻をもつて、ただちに広勝寺金藏中に見出された玄逸の『広品歴章』なりと断定するには躊躇するのみならず、かえってそれを従梵の『一切経源品次録』にあてたいのである。もともと従梵録が存せぬし、かつ従梵録の本名が『広品歴章』であったという記録もないから、断定は保留すべきであろう」（二一四頁）と述べている。

塚本氏が『天聖総録』で言う「広品歴章」を実際に趙城金藏から見つかった『大唐開元釈教広品歴章』とは同一視せず、敢えて従梵の『一切経源品次録』に当ててることを着想したきっかけは、『天聖総録』が「広品歴章」に対

して加えた注記にあった。ただ、当該注記に触れる前に、ひとまず『天聖総録』という書物について紹介する必要がある。

『天聖総録』は北宋伝法院の三蔵惟浄が仁宗天聖五年（一〇二七）に完成させた北宋最初の「総合入蔵録」である。はじめは、天聖四年（一〇二六）十二月に惟浄らが、智昇の『開元録』と円照の『統開元録』及び『貞元録』という従来の大蔵経三録、そして北宋成立の大蔵経録を統合し、一つの総録としてまとめた、と奏上したところ、承認されたので、惟浄は上掲の三録を統合し、その後北宋新訳の経律論・西方聖賢集伝・東土聖賢集伝を繋げて、全体として六百二帙・六千一百九十七卷に上る大蔵経の総合目録全三巻を完成させた^③。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に命じて序文を撰述させ、また「天聖釈教総録」という書名を下賜した。

『天聖総録』三巻は、北宋時代から折本装で、全三帖（三冊）からなる^④。現存する唯一の金蔵本『天聖総録』は、上冊が欠本で、中冊は首尾ともに欠損、下冊は首欠になっている。現存している部分に即して言えば、中冊は開宝正蔵（「開元入蔵録」に基づく）、下冊は開宝統蔵に属する諸典籍を著録している。『天聖総録』下冊が著録する「開宝統蔵」は中唐四朝の訳経、大中祥符五年（一〇二二）五月までの北宋入蔵典籍、そして同年五月から天聖三年（一〇二五）頃までに新たに漢訳された北宋訳経という三つの部分で構成されている。

その中で、中唐四朝の訳経とはすなわち『統開元録』所収の唐代の玄宗・肅宗・代宗・徳宗の四朝で翻訳された仏典「二百四十二卷経論及念誦法」であり、計二十四帙（鞏五〇八帙、伊五三一帙）になる。この部分の冒頭に、更に「広品歴章三十卷三帙」と「大唐正元統開元釈教録」二巻（すなわち『統

開元録』に著録されている計三十三卷・三帙（高五〇五帙・冠五〇六帙・陪五〇七帙）を加えれば、全体として百二十七部・二百七十五卷・二十七帙（高五〇五帙、伊五三一帙）となる。『天聖総録』下冊の冒頭箇所を示すと、以下の通りである。

『広品歴章』三十卷三帙（亦名『一切経源□次録』。『正元録』中収入計数、紀述源由、具如本録。）

第一帙十卷高字号

第二帙十卷冠字号

第三帙十卷陪字号

『大唐正元統開元釈教録』三

『品歴章』同第二帙

二百四十二卷経論及念誦法見行人蔵者

已上三項、總二百七十五卷、逐一函帙字号・卷数列之于左。^⑥（下線・句読

点等は、筆者）

横超、塚本両氏の議論の引き金になったのは、上掲の『広品歴章』三十卷三帙」という本文の記載内容とその直後に現れる「亦名『一切経源□次録』。『正元録』中収入計数、紀述源由、具如本録」という小字注記との齟齬である。上掲の引用文そのものを見ると、『広品歴章』三十卷」と『一切経源□次録』とはあたかも同じ書物であるかのようにであるが、実際のところ、両書は、成立した時代も、著者も、また内容も全く異なる経録なのである。

まず、『広品歴章』は唐長安の華嚴寺僧玄逸の撰述である。『宋高僧伝』巻五所収の「唐京兆華嚴寺玄逸伝」は、玄逸は『釈教広品歴章』三十巻を撰述

し、大小乗経論並びに東西土賢聖集、計千八十部の典籍を考証し、蒲州と共城の紙に書写することによって、諸典籍の品次・分量を明示して後世に伝えようとした。また、完成後に楽陵の尹霊琛が序文(逸失)を寄せた、と伝える。⁷⁾ 玄逸は竇氏の出身で、玄宗の「従外父」⁸⁾に当たる人物である。彼は、唐睿宗李旦の妃(竇德妃、?～六九三年。後に昭成順聖皇后と追尊される)すなわち玄宗李隆基にとっては実母となる、竇德妃の兄弟であった。玄逸の生存年代は詳らかではないが、その出自からすれば、七世紀後半から八世紀の前半にかけて生きた人物であろう。

玄逸伝が伝えているところの『釈教広品歴章』三十巻という著作は、不完全ながらも趙城金藏に伝存している。金藏本の書名は『大唐開元釈教広品歴章』(『開元広品歴章』)であり、全三十巻の中、十四巻が現存している。金藏本の題名からも明らかのように、同書は「開元入藏録」に基づいて編纂された詳録である。すると、同書の成立年代は『開元釈教録』(七三〇年)以前には遡らないことになる。この『開元広品歴章』は「開元入藏録」に拠る詳録であるから、『天聖総録』の注記に見える『正(貞)元録』中収入計数」云々という記述は不可解であるし、また玄逸の生存年代からしても、彼が『貞元録』(八〇〇年)を参照することは不可能なのである。

では、『天聖総録』の注記に見える「一切経源□次録」とは、何であろうか。五代南唐の恒安撰『統貞元録』巻一は、『一切経源品次録』三十巻は趙郡の業律沙門從梵が唐宣宗大中九年(八五五)から懿宗咸通元年(八六〇)にかけて「貞元入藏録」に基づいて撰述した、と言う。⁹⁾すると、『天聖総録』の注記内容(『一切経源□次録』、『正(貞)元録』中収入計数、紀述源由)は、それが注記の対象としている『開元広品歴章』とは実際には無関係であり、

むしろ從梵の『一切経源品次録』に関する解説であると考えらるならば、大きな齟齬はなくなるであろう。そこで、『天聖総録』下冊のこの箇所には、「広品歴章」すなわち『開元広品歴章』が挙げられているのに、何らかの理由で『一切経源品次録』に対する注記が続くことになったのか、それとも本来は注記の前に『一切経源品次録』の名が挙げられるはずが、「広品歴章」と記されてしまったのか、が問題になる。

この問題に関して、塚本善隆氏は注記の内容に信頼を置いて、『天聖総録』では書名こそ「広品歴章」と記されているものの、本来は「一切経源品次録」という書名が配されるべき箇所である、とする。同氏は自らの見解を裏付けるために、『高麗国新雕大藏校正別録』巻三十及び「大金国西京大華嚴寺重修薄伽藏教記」という二つの論拠を示している。前者の『校正別録』の関連記述に拠って從梵の『一切経源品次録』は北宋官版大藏経に編入されていたと推測し、後者の「薄伽藏経記」の内容に基づいて同録が「重要な大藏目録として、遼の領土となっていた北中国地方の仏教徒に用いられていた」と述べ、「かくの如く趙郡(河北省)の從梵の録が、北宋時代に行われた事実があるのに対し、玄逸の録は、わが智証大師によって将来せられている外に、この書が行われた記録がない」(二一四頁)と総括している。塚本氏はこのような流布状況を踏まえて、最終的に『天聖総録』下冊に挙げられた「広品歴章」という書物が金藏本『開元広品歴章』である可能性を退け、これには從梵の『一切経源品次録』を当てるべきである、という仮説を立てたのである。果たして、この仮説は成り立つのであろうか。

以下、塚本氏の仮説を検証していくが、あわせて『高麗国新雕大藏校正別録』と「大金国西京大華嚴寺重修薄伽藏教記」という二つの文献の関連箇所

を吟味することを通じて、従梵の『一切経源品次録』という書物の性格・流布の地域、そして同書が基づく大蔵経と契丹蔵との関連性などについて明らかにしたい。

二 『一切経源品次録』は開宝蔵に編入されたのか

守其等編『高麗国新雕大蔵校正別録』（二二四六―二四七七年に奉勅雕造、全三十巻。以下、『校正別録』と略称する）の巻三十に、以下の記述が見える。

俊（五六一）・父（五六二）・密（五六三）函

右三函中、国本有『一切経源品次録』三十巻、沙門従梵撰者。今検、但是標拏諸経卷中首尾之言、於看覽蔵経者、所益無幾。今且除之、以新撰『校正別録』三十巻、編其函焉。（千字文の該当番号・下線・句読点等は、筆者）

これは、高麗再雕蔵の最後の部分に当たる俊五六一函・父五六二函・密五六三函が収める典籍について、守其が率いる編集チームが下した判断とその理由を示す箇所である。これによれば、従来の「国本」における当該の三函には沙門従梵が撰した『一切経源品次録』三十巻という書が収められていた。しかし、同書は大蔵経所収の仏典の巻首と巻末の文言を挙げていただけであって、大蔵経の閲覧者にとってはほとんど役に立たない、と判断した。そこで、高麗再雕蔵の俊五六一函・父五六二函・密五六三函には『一切経源品次録』の代わりに、再雕蔵の編集チーム一同がまとめ上げた『校正別録』三十巻（すなわち『高麗国新雕大蔵校正別録』三十巻）を新たに収めることにした、と言うのである。

この引用文は塚本善隆（一九三六―一九七五）（二一三頁）にも挙げられているが、ただ、下線部分の理解において、同氏と筆者とでは見解を異にする。同氏が加えた読点を、以下に示す。

右三函、中国本有一切経源品次録三十巻、沙門従梵撰者（下略）

この読み方から推測するに、塚本氏は「中国本」という一語として理解していることが分かる。その上で、同録が「北宋の大蔵経中に編入せられていた」（二一三頁）、また「主として北宋官版大蔵経を底本にして雕造せられた高麗版大蔵経には、もと従梵の録が編入されていた」（二一三頁）と推測するのである。ただ、同氏の言う「北宋の大蔵経」とは開宝蔵以外は考えられないから、開宝蔵には従梵の『一切経源品次録』が収録されていたことになり、果たして、そうなのであろうか。

前掲の引用文で示したように、筆者は『校正別録』の該当箇所は「右三函中、国本有『一切経源品次録』三十巻、沙門従梵撰者」と区切り、「右の三函の中に、国本は『一切経源品次録』三十巻、沙門従梵撰の書物を収録している」と解釈すべき、と考える。「国本」とは『校正別録』にはよく現れる固有名詞で、高麗初雕蔵本（国前本・国後本に分ける場合も、稀ながら見られる）を指す表現である。一方、契丹蔵本は「丹本」、開宝蔵本は「宋本」と呼ばれているが、「中国本」という呼び方は一例も見当たらないのである。

更に、「俊・父・密」三函の関連記述を吟味すると、高麗初雕蔵の当該三函に『一切経源品次録』が収録されていたことは確かめられるが、丹本（契丹蔵）と宋本（開宝蔵本）の収録状況には全く触れていないことが分かる。高麗の初雕蔵も、再雕蔵も、原則として開宝蔵を底本としている。しかしながら、高麗文宗十七年（一〇六三）から睿宗十七年（一一二二）までの間に契

丹藏は少なくとも六回にわたり高麗に伝来していたのであるから、契丹藏の伝来が高麗初雕藏の続刻、そして再雕藏の雕造に与えた影響も併せて考慮しなければならぬであろう。『一切経源品次録』が高麗初雕藏の中に収録されていたからと言って、直ちにそれが開宝藏にもあつたとはできないのではなからうか。特に、同じく開宝藏を底本とする金藏の中に『一切経源品次録』は見当たらず、その一方で『開元広品歴史』が収められている状況を見れば、『一切経源品次録』が開宝藏に収められていなかった可能性は高いのである。『一切経源品次録』が高麗初雕藏に収められることになったのは、同藏が開宝藏所収の『開元広品歴史』を退け、新たに伝来した契丹藏が収録する『一切経源品次録』をそのまま採用したことによる、とも考えられるのである。なお、『一切経源品次録』と契丹藏との関係については、次節において検討する。

三 『一切経源品次録』と契丹藏

山西大同の大華嚴寺は遼金時代に創建された北方の名刹である。同寺には「薄伽藏」という経藏が設置されており、殿内の南梁から「維重熙七年歲次戊寅玖月甲午朔拾五日戊申午時建^①」という墨書銘文が見つかったことから、遼興宗重熙七年（一〇三八）九月十五日に創設されたことが判明している。現在、大華嚴寺の境内には金大定二年（一一六二）に建立された石碑が珍藏されており、その両面にわたって「大金国西京大華嚴寺重修薄伽藏教記」（以下、「重修薄伽藏教記」と略称する）と題される碑文が細字で刻まれている^②。雲中段子卿撰とされる「重修薄伽藏教記」は遼末金初における大華嚴寺の復

興、薄伽藏の補修事業について伝えており、大華嚴寺の盛衰を中心とする金代仏教の展開や遼官版大藏経「契丹藏」（「遼藏」）の成立を知る上でも非常に貴重な史料である。

碑文の内容は、おおむね二つからなる。前半は「薄伽藏教者、乃三世諸仏、十方菩薩、声聞羅漢、一切聖賢言行之総録也」という文で始まっており、大藏経の歴史を概観する内容となっている。後半は金初における大華嚴寺の復興、特に金大定二年に至るまでの薄伽藏教の補修事業の全容を伝えている。同碑文の中に、以下の内容が含まれている。

遂使都城郡鄆、山方蘭若、凡有僧尼仏像之所、往往聚而藏之。以其広大悉備、故謂之藏教。至大唐咸通間、沙門從梵者、集成『経源録』、以紀緒之。其卷帙品目、首末次第、若網在綱、有条不紊、可使後人易為纂閱爾。及有遼重熙間、復加校証、通製為五百七十九帙、則有太保大師『入藏録』、具載之云。今此大華嚴寺、從昔以来、亦有是教典矣。

この内容には、興味を惹かれる点が二つある。一つは、歴代の数ある大藏経目録の中、從梵の『経源録』（『一切経源品次録』）と太保大師の『入藏録』だけに触れていることである。このことから、両録が北方地域に広く知られていたことが推測される。もう一つは、遼の重熙年間に太保大師という人物が既存の目録をベースに「復^{かき}ねて校証を加え」、從前の大藏経と通算（「通製」）して総計五百七十九帙に上る大藏経の「入藏録」を作成したと記していることである。この箇所の意味を前後の文脈から推測すれば、唐末・從梵の『一切経源品次録』をベースとし、それを校正し、増補したものが、遼・太保大師の「入藏録」なのである、と理解できよう。

上掲引用文の中に見える遼代の「太保大師」とは、遼燕京円福寺崇祿大夫

檢校太保行崇祿卿総秘大師賜紫沙門覺苑に他ならない。更に、「五百七十九帙」という総帙数の遼代大藏経は遼官版大藏経、すなわち契丹蔵の他には考えられない。つまり、覺苑撰「入蔵録」は契丹蔵全体の目録であり、遼金時代の大華嚴寺「薄伽蔵」に伝存していた「教典」もまた契丹蔵そのものであった。覺苑が契丹蔵の雕造事業に関わっていたことは、その『大日経義釈演密鈔』（大康三年、一〇七七年成立）巻一に見える「洎我大遼興宗御宇、志弘藏教、欲及邇遐、勅尽雕鏤（鏤）、須人詳勘、覺苑持承綸旨、預校場、因採群詮、訪獲斯本（すなわち、『大日経義釈』）。今上繼統清寧五年（一〇五九）、勅鏤板流行」という記述から知られる。そして、彼が重熙年間（一〇三三―一〇五五年）に契丹蔵の全蔵五百七十九帙の「入蔵録」を撰述し、この「入蔵録」が從梵の『一切経源品次録』を拠り所としたことは、「重修薄伽蔵教記」だけが伝えている貴重な情報である。

契丹蔵は全体として五百七十九帙からなるが、その正蔵部分（四百八十帙）が基づく目録に関しては議論のあるところである。一説では、契丹蔵の正蔵四百八十帙は五代の可洪撰『新集蔵経音義随函録』（以下、『随函録』と略称する）に基づいて編まれた、と考えられている。しかし、何梅「一九九六」が現存する契丹蔵、房山遼金石経と『随函録』の三者を比較したところでは、千字文帙号こそ一致するものの、個々の經典の卷数・訳者などには多くの違いが認められた。更に、『随函録』は「開元入蔵録」に含まれる問題点を指摘しているが、これらの指摘は契丹蔵・房山遼金刻経では全く生かされていない。従って、契丹蔵と房山遼金刻経が『随函録』に基づいて編集されたとは考え難い、と言う。ただ、筆者は、『随函録』は契丹蔵の入蔵録ではないが、『随函録』が参照した十世紀の前半期まで河中地域に伝存していた写本

大藏経と契丹蔵が底本として採用した写本大藏経は系統が非常に近いものであった、と考えている。

次に、契丹蔵の統蔵部分の入蔵録として、二つの経録の存在が指摘されている。一つは、遼聖宗統和年間（九八三―九九七年）の義学沙門詮曉等が修訂した『重修貞元統録』三卷であり、もう一つは「重修薄伽蔵教記」が伝えている覺苑撰『入蔵録』である。『重修貞元統録』（すなわち、重修『統開元録』）は現存していないが、遼・希麟撰『統一切経音義』十卷の収録状況に基づいて、同録は円照『統開元録』をベースに、同『貞元入蔵録』及び恒安『統貞元録』所収の訳経を網羅する一方で、『法琳別伝』以外の中国撰述を排除している、と推測されている¹⁴。この詮曉修訂の経録は、書名からすれば円照の『統開元録』を修訂したものと見て問題なからう。しかし、希麟撰『統一切経音義』は大藏経の随函形式の音義書でもなければ、詮曉録に基づいて編集されたという確証も存在しないのである。同音義書が不空訳経等の音義を収録していることは事実だが、經典の配列は上掲のいずれの経録とも大幅に異なっていて、大藏経の分帙・配列を厳密に反映させようとする意図は全く感じさせない。従って、希麟音義に基づけば、詮曉録の収録状況を知り得る、という論理は筋が通らない、と言わねばならない。また、遼聖宗統和年間に成立したと言われる詮曉録に契丹蔵の入蔵録と称し得るほどの位置づけを与えることはやはり難しい。なにしろ、「重修薄伽蔵教記」は覺苑撰『入蔵録』と並んで『一切経源品次録』を挙げていますが、詮曉録には全く触れていないからである。

実際に契丹蔵の拠り所となった経録を特定するためには、やはり「重修薄伽蔵教記」の記述を丁寧読み解いていく必要があるだろう。そこで、同碑

文中の「薄伽教藏、金碧嚴麗、煥乎如新。唯其教本、錯雜而不完、考其編目、遺失者過半。遂潛運於悲心、庶重興於素教」という箇所注目したい。大華嚴寺における薄伽藏の修繕事業は金大定二年（一一六二）に完了したが、この事業の恩恵を受けたのは経藏の建物とその中に奉納された大蔵経（契丹藏）の両方であった。補修前の契丹藏は「考其編目、遺失者過半」と言われるほど、欠損状況が深刻だった。当時、大蔵経の存欠状況を調べる際に使用された「編目」とは、前掲の引用文の中に見える太保大師覺苑の契丹藏『入蔵録』を指していると考えられる。つまり、金大定二年（一一六二）の大華嚴寺には契丹藏の残本と共に覺苑撰『入蔵録』も伝存していたと考えられ、「重修薄伽藏教記」が伝える『入蔵録』に関わる記述は信頼に値するであろう。

前掲引用文の中に、『一切経源品次録』の関連記述として、「至大唐咸通新集藏經音義随函録間、沙門從梵者、集成『経源録』、以紀緒之。其巻帙品目、首末次第、若網在綱、有条不紊、可使後人易為簽閱爾」とある。ここに示される『一切経源品次録』に対する高い評価は、前に見た『校正別録』が同じ『一切経源品次録』に下す「但是標拳諸経卷中首尾之言、於看覽藏經者、所益無幾」という厳しい評価と全く逆のものである。但し、評価自体は、一方は肯定的、もう一方は否定的であっても、両者はそれぞれに『一切経源品次録』の基本的性格を掴んでいる。つまり、これら二つの評価は、共に『一切経源品次録』の性格をよく理解した上で、それぞれの立場や観点から下されているのであり、このような評価をすることは大蔵経というものに通曉した人物にしかできない、と考える。従って、「重修薄伽藏教記」に見える『一切経源品次録』に関わる記述は碑文の撰者である段子卿自身の意見では

なく、覺苑『入蔵録』に示されている見解等を反映しているのかもしれない。覺苑の『入蔵録』が『一切経源品次録』をベースとし、それを校正・増補することによって成立しているのであれば、『入蔵録』の随所で『一切経源品次録』に対する具体的な評価を下していた可能性は高いであろう。

以上、見てきたように、唐末の從梵が編纂した『一切経源品次録』は、遼代の太保大師覺苑が撰述した契丹藏（全五百七十九帙）の『入蔵録』を通じて、契丹藏の成立に深い影響を与えたことが判明した、と考える。つまり、『一切経源品次録』こそが、契丹藏の前半四百八十帙、並びにその後にくる中唐四朝訳経までの「入蔵録」なのである。『一切経源品次録』が契丹藏に及ぼした影響力の強さを見れば、同録が覺苑の『入蔵録』と共に契丹藏そのものに収録され、大華嚴寺の薄伽藏においてもそうであったように、大蔵経の本体と共に流布していたと考えられる。金藏が『開元広品歴章』を収録するのは対照的に、高麗初雕藏は『一切経源品次録』を収めるのは高麗初雕藏が契丹藏から多大な影響を受けて成立したことを物語っていると考えるのである。

最後に、塚本善隆氏が「重修薄伽藏教記」の記述に基づいて、『一切経源品次録』が「重要な大蔵目録として、遼の領土となっていた北中国地方の仏教徒に用いられていた」と述べ、「かくの如く趙郡（河北省）の從梵の録が、北宋時代に行われた事実があるのに対し、玄逸の録は、わが智証大師によって将来せられている外に、この書が行われた記録がない」（一一四頁）と指摘していることについて検討しよう。

「重修薄伽藏教記」の石碑がある大華嚴寺は、現在の山西省大同市にある。この地域はかつて雲州と言いい、燕京（幽州。現在の北京）を中心とする河北北

部や、山西北部を含む万里長城以南の諸州と共に「燕雲十六州」とも呼ばれていた。燕雲十六州は古くから漢人が定住する農耕地帯ではあったが、十世紀前半から北方遊牧民族によって支配されることになった。最初に、五代後唐の臣下であった石敬瑭が燕雲十六州を割譲することを条件に契丹国からの援護を得て後唐を滅ぼし、後晋を建国した。契丹は九三六年に燕雲十六州を得ると、そこを拠点として南侵の準備を進め、会同九年（九四六）、大軍をもって後晋の都大梁（現在の開封）に侵攻し、後晋を滅ぼした。翌十年（九四七）の元日に耶律堯骨は開封に入城し、国号を中華風に「大遼」と改称、年号を「大同」とした。それからわずか三ヶ月後、耶律堯骨が開封から幽州へと北帰する途中の樂城で病没するのに伴って、契丹による華北支配はあつてなく終息する。しかし、長城以南の領土である燕雲十六州だけは、それ以降の二百年近く（契丹遼から女真金・モンゴル元まで）にわたって北方民族王朝の支配下に置かれたままとなる。

このように、雲州（大同）と幽州（北京）を中心とする地域は古くから漢民族の定住地であったが、九三六年以降は宋元時代を通じて漢民族国家ではなく、遼・金・元の征服王朝の領土であった。従って、金大定二年（一一六二）に建立された「重修薄伽藏教記」という碑文に『一切経源品次録』に関する記述があったとしても、それによって「趙郡（河北省）の從梵の録が、北宋時代に行われた」とすることは、すぐさま同意しかねるのである。更に「玄逸の録は、わが智証大師によって将来せられている外に、この書が行われた記録がない」という指摘に関して、北宋の経録である『天聖総録』下冊に『開元広品歴章』の関連記述があり、更に金蔵本『開元広品歴章』も存在している以上、北宋に同録が「行われた記録がない」とは言えないであ

ろう。ただ、『天聖総録』下冊では『開元広品歴章』に対して、「亦名『一切経源□次録』。『正元録』中収入計數、紀述源由、具如本録」という注記が加えられている。このような誤解或いは混乱が生じたのは、当時では北宋伝法院の高僧でさえ『一切経源品次録』という書物を見ることがなかったからではなからうか。つまり、『一切経源品次録』は遼・金の征服王朝の支配下だけに流行し、契丹蔵に、そして契丹蔵を媒介として高麗初雕蔵本にも収められることになった。その一方で、『一切経源品次録』は北宋の国内には伝存していなかったために、汴京伝法院の高僧が『開元広品歴章』と同じ書物だと思いついてしまったほど、同録に関する情報は不足していたのである。前述した如く、長らく逸失したと思われる従梵撰『一切経源品次録』の高麗初雕蔵本が、わずか一巻だけではあるが韓国国立中央博物館から見つかっている。この貴重なテキストについては、節を改めて紹介しよう。

四 高麗初雕蔵本 『新續一切経源品次録』卷二十

韓国国立中央博物館の「収藏品データベース」（日本語版）では高麗初雕蔵本『一切経源品次録』卷二十に関する書誌情報が、以下のように公開されている。

新續一切経源品次録卷二十

時代：高麗

素材：紙—楮紙

規模：28.5×166.6

国宝／宝物：245

番号：新収 13697

詳細情報：一〇一一年（高麗顯宗二年）から一〇九〇年（宣宗七年）までの八〇年にかけて刊行された高麗大藏經初雕本の1巻である。新續一切經源品次録は本来、唐の從梵が貞元釈教大藏録をもとに様々な經典を対照して經典の名称、翻訳者、巻帙などを記録し、三〇巻にまとめたものである。この所藏品は木版本で楮の紙に印刷し、巻物状になっている。刊行当時の紺色の表紙と金粉がそのまま残っている。本来は九四五年に唐の恒安が編んだ『統貞元釈教録』に載せられたものを導入、刊行し、初雕大藏經に編入したものであるが、蒙古軍の侵入時守其法師が再雕大藏經を刊行する時に除外させ、『高麗国新雕大藏校正別録』三〇巻に代置した。したがって、この所藏品は初雕本でだけみることができ非常に貴重な資料である。¹⁵⁾

筆者は、韓国国立中央博物館所蔵の高麗初雕藏本『一切經源品次録』巻二十（以下、「品次録巻二十」と略称する）を実見する機会にはまだ恵まれていないので、同本の書誌情報に関しては、上掲の情報以外のことは言えない。本節で紹介する同テキストの内容は、すでに公開されている図版に基づく。「品次録巻二十」の冒頭箇所は、以下のようになっている。

新續一切經源品次録卷第二十 又

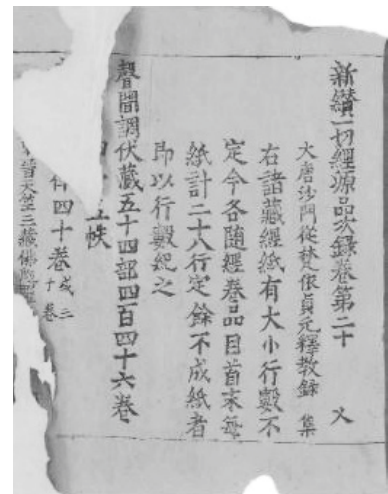
大唐沙門從梵依『貞元釋教録』集

右諸藏經紙、有大小行數不

定、今各隨經卷品目首末、每

紙計二十八行定、餘不成紙者、

即以行數紀之。



最初の一行には、「新續一切經源品次録卷第二十」という首題に続いて「又」（第五六二帙）という千字文帙号がある。二行目には、「大唐沙門從梵、依『貞元釈教録』集」とあり、『新續一切經源品次録』は唐の沙門從梵が『貞元釈教録』に拠って編集したとしている。続いて、第三行から第五行までは、「右の諸藏經は、紙に大小あり、行数は一定してない。今、諸經の巻目・品目の順を追って、各巻・品の始まりと終わりの經文を示し、一紙に計二十八行と定め、その他、一紙に満たない場合は行数を記す」という、同録の凡例を示している。

次に現れてくるのは、同巻の本文内容である。最初に「声聞調伏藏、五十四部、四百四十六卷、四十五帙」とあり、声聞調伏藏の総数を明かしている。この中に見える部数・巻数・帙数は、『貞元録』巻十九、『開元録』巻十三、『開元釈教録略出』巻三の該当箇所と一致している。その後、『摩訶僧祇律』、『十誦律』をはじめとする律藏典籍が計六部、取り上げられている。各典籍の概説部分を抜き出せば、以下のようになる。

一、『摩訶僧祇律』四十卷（或三十卷）

東晉天竺三藏佛陀羅共法顯譯、九百九十七紙、四帙。

右一經是根本調伏藏、即大衆部毗奈邪也。佛圓寂後、尊者迦葉集千應

真於王舍城、竹林石室之所結也。

二、『十誦律』六十一卷（六帙）

前五十八卷、姚秦三藏佛若多羅等共羅什譯。後毘尼序三卷、東晉三藏卑摩羅叉續譯。一千四百三十紙。

右一經、即說一切有部毘奈耶藏、佛圓寂後三百年、初從上座部之所出也。

三、『根本說一切有部毘奈耶』五十卷

大唐吳后代三藏義淨譯、新編入錄。八百七十五紙、五帙。

四、『根本說一切有部苾芻尼毗奈耶』二十卷（二帙）

大唐三藏義淨譯、新編入錄。三百五十九紙。

五、『根本說一切有部毗奈耶雜事』四十卷（四帙）

大唐三藏義淨譯、新編入錄。六百四十四紙。

六、『根本說一切有部尼陀那目得迦』十卷（或八卷）

大唐三藏義淨譯、新編入錄、此八卷、成一百二十五紙。

右四經、與『十誦律』俱是說一切有部、然其文理與十誦律非無有異、未詳所以。

これらの律典六種に対する解説内容は、【附表1】からも明らかのように、『貞元録』卷十九と卷三十、『開元録』卷十三と卷二十の内容と対応しており、特に巻数・帙数・紙数といった具体的な数字は両録と完全に一致している。周知のように、『貞元録』は『開元録』の影響を全面的に汲んで成立した経録であり、特に正藏部分に関しては後者の内容をほぼそのまま踏襲している。「品次録卷二十」の冒頭に見える「大唐沙門從梵、依貞元釈教録集」という記述通りに同録が『貞元録』に基づいているのであれば、『開元録』の内容とも重なることが多いのは当然であろう。

五 『新續一切経源品次録』の特徴―律典二種の調卷の問題に
注目して

韓国国立中央博物館所蔵の「品次録卷二十」は、『摩訶僧祇律』四十卷、『十誦律』六十一卷、『根本說一切有部毘奈耶』五十卷、『根本說一切有部苾芻尼毗奈耶』二十卷、『根本說一切有部毗奈耶雜事』四十卷、『根本說一切有部尼陀那目得迦』八卷という六種の律典について、それぞれの調卷・品次・首尾文言・紙数・行数を詳しく著録している。これらの情報に基づけば、唐末を生きた從梵が八五五年から八六〇年にかけて『一切経源品次録』三十卷を編纂する際に参照した、九世紀半ばに伝存していた写本大藏経テキストの構成を復元することが可能になるのである。実際に復元作業を行った結果、『品次録卷二十』に著録されている律典の中でも、特に『十誦律』と『根本說一切有部尼陀那目得迦』という二種のテキストの構成は現存する刊本大藏経のテキストと明らかに異なっていることが判明した。そこで、本節では、当該二律の調卷上の相違点に注目することによって、「品次録卷二十」が著録するテキストの特徴と位置づけを明らかにしたい。

(一) 『根本說一切有部尼陀那目得迦』八卷

『開元録』卷九によれば、『根本說一切有部尼陀那目得迦』十卷（或いは八卷）は義浄が大周長安三年（七〇三）十月四日に西明寺で訳了したものである。¹⁶同録卷二十所収の「入藏録」は、「根本說一切有部尼陀那目得迦十卷

(前五卷、尼陀那。後五卷、目得迦。或八卷。一帙) 一百二十五紙」(CBETA, T55, no.2154, p.694, b27-29)とする。これとほぼ同じ内容は『貞元録』にも見える。これらの記述から明らかなように、『根本説一切有部尼陀那目得迦』(以下、『尼陀那目得迦』と略称する)には八世紀に訳出された当初から十巻本と八巻本の両方が存在していた。但し入蔵本は「前五卷、尼陀那。後五卷、目得迦」とされていることから、八巻本より十巻本のほうがより広く受け入れられていたと考えられる。事実、智昇の『続古今訳経図紀』¹⁷⁾や慧琳の『一切経音義』(巻第六十三)に取り上げられているテキスト、そして日本の奈良写経本は、いずれも十巻本なのである。

また、十世紀から登場する刊本大蔵経所収の『尼陀那目得迦』も似たような状況である。まず、開宝蔵系統本として、『大蔵経綱目指要録』(一一〇四年成立。以下、『指要録』と略称する)・王古『大蔵聖教法宝標目』十巻(一一〇五年成立。以下、『標目』と略称する)¹⁸⁾が言及しているテキスト、並びに現存する高麗初雕蔵本・高麗再雕蔵本・金蔵本は、一つの例外もなく、すべて十巻本である。次に、江南蔵(正蔵)の入蔵録に当たる『開元釈教録略出』巻下には、「根本説一切有部尼陀那目得迦十巻、唐三蔵義浄訳。自一帙、計一百二十四紙【尊】」(CBETA, T55, no.2155, p.741, c10-11)とあり、やはり十巻本を収録している。そして、現存する江南諸蔵に収められている『尼陀那目得迦』もまた十巻本である。最後に、契丹蔵本そのものは現存していないが、これについては同蔵の底本と系統的に近い写本大蔵経に基づいて作成された『新集蔵経音義随函録』三十巻(以下、『随函録』と略称する)から、ある程度のことを窺い知ることが可能である。『随函録』巻十六「卑」字函(第三二八帙)には、「根本説一切有部尼陀那目得迦、一部八巻(録云、十巻)」(CBF-

TA, K35, no.1257, p.142, b5-6)とあり、従来の経録が著録する十巻本とは違い、『随函録』が実際に参照したテキストは八巻本であったことが分かる。

以上のように、写本大蔵経と刊本大蔵経の両方において十巻本『尼陀那目得迦』が圧倒的に広く収録される一方で、八巻本の実在性を裏付ける文献上の証拠は『随函録』からしか見出すことができない。では、「品次録巻二十」所収の『尼陀那目得迦』は、いずれの種類のテキストなのだろうか。まず、「品次録巻二十」における『尼陀那目得迦』の関連箇所を示すと、以下のようである。²⁰⁾

『根本説一切有部尼陀那目得迦』十巻(或八巻)

大唐三蔵義浄譯、新編入録、此八巻、成一百二十五紙。

右八巻、惣大小頌八十九頌曰。

1 先「尼陀那」四巻

①大門惣攝頌曰「第七子頌」

卷一「初明受近圓」「准此應作」并後記、惣十二紙四行。

第八子頌「から、第十子頌まで」

卷二「假令不截衣」「由是苾芻故」、子頌二十竟、十六行(十六紙か)。

②別門第三揔攝曰「第十子頌」

卷三「圓壇求寂墮」「佛言隨意作」、子頌三十竟、十四紙九行。

③別門第四揔攝曰「第十子頌」

卷四「戸鑲隨處用」「得惡作罪」、十二紙十六行。

④別門第五揔攝曰「第六子頌」

「卷四」「菩薩像供養」「尼陀那竟」、子頌六竟、三紙六行。

已上、「尼陀那」四十六頌竟。

2 次「目得迦」後四卷

①大門揔攝曰「第七子頌」

卷五〈「最初為懺謝」「而噉食之」〉、十四紙十六行。

第八子頌「第十子頌」

卷六〈「開許砂糖飲」「信敬者授」、子頌十竟〉、三紙（十二紙）か）二十二行。

②別門第二揔攝曰「第五子頌」

「卷六」〈「定初有生處」「得惡作」〉、十三行。

第六子頌「第十子頌」

卷七〈「豫先為唱令」「當為受取」、子頌二十竟〉、四紙十五行。

③第三別門揔「第十子頌」

「卷七」〈「資具衣愚癡」「咸得惡作罪」、子頌〉、十二紙七行。

④別門第四頌曰「第十子頌」

卷八〈「與田分不應」「隨意應食」、子頌四十竟〉、十紙二十六行。

已上、「目得迦」四）十頌竟。

以上が、「品次録卷二十」に見える『尼陀那目得迦』の関連箇所の内容である。「品次録卷二十」は仏典を著録する際に、まず『貞元録』に従って、經典題名（「根本説一切有部尼陀那目得迦」・卷数（十卷（或八卷））・訳者（「大唐三藏義浄訳」・入蔵（「新編入録」）・全体の紙数（「二百二十五紙」）をあらかじめ掲出している。次に、当該經典の実際の構成に沿って、各卷・各節の首尾の語句を記し、当卷・当節の紙数・行数を示している。このような著録の仕方は『開元録』や『貞元録』には見られず、『品次録』独自の発想と調査

結果を反映するものであろう。

興味深いことに、「品次録卷二十」が伝える『尼陀那目得迦』各卷の紙数・行数を合計すると計百二紙となり、冒頭に見える「二百二十五紙」という総紙数には及ばない。恐らく、冒頭に示されている紙数は『貞元録』が伝える数字をそのまま掲出するものであつて、実際に合算した結果は各卷・各節に掲出した紙数と行数なのであろう。思うに、同一の仏典を一行十七字・一紙二十八行という唐代の写経規格の通りに書写したとしても、『開元録』や『貞元録』の時代のテキストと全く同じ字数・紙数が維持できるとは限らない。時代が下るに連れて、テキストの調卷方法も内容も堅持されることなく変化・進化し続けていくのであつて、字数・紙数・巻数の増減にはテキストの内容そのものの変化が反映しているのである。

「品次録卷二十」が著録する『尼陀那目得迦』は『隨函録』のそれと同じく、八巻本である。そのテキスト内容は全八十九の偈頌とそれらに対する説明からなるが、前半の四巻は「尼陀那」四十六頌、後半の四巻は「目得迦」四十頌を収めている。巻別にまとめると、巻一は、「尼陀那」の大門総撰頌、及び別門第一総撰頌と第一から第七までの子撰頌を、巻二は、別門第一の第八から第十までの子撰頌、及び別門第二総撰頌と第一から第十までの子撰頌を、巻三は、別門第三総撰頌と第一から第十までの子撰頌を、巻四は、別門第四総撰頌と第一から第十までの子撰頌、及び別門第五総撰頌と第一から第六までの子撰頌を収録している。続いて、巻五は、「目得迦」の大門総撰頌、及び別門第一総撰頌と第一から第七までの子撰頌を、巻六は、別門第一の第八から第十までの子撰頌、及び別門第二総撰頌と第一から第五までの子撰頌を、巻七は、別門第二の第六から第十までの子撰頌、及び別門第三総撰頌と

第一から第十までの子撰頌を、巻八は、別門第四総撰頌と第一から第十までの子撰頌を収録している。「品次録巻二十」から窺える八巻本『尼陀那目得迦』の全体構成は以上の通りであるが、この構成は『随函録』が伝えるものと概ね一致している。

それでは、「品次録巻二十」と『随函録』だけが伝える『尼陀那目得迦』の八巻本と古くから広く流布していた十巻本の構成とは、どう違うのだろうか。両者間に見られる構成上の異同をまとめれば、下表の通りになる。

八巻本『尼陀那目得迦』 〔品次録巻二十〕に基づいて復元	十巻本『尼陀那目得迦』 〔大正蔵本に基づく〕
巻一（十三紙相当） 尼陀那大門總撰頌 尼陀那別門初總撰頌 第一～第七子撰頌	巻一 尼陀那大門總撰頌曰 尼陀那別門初總撰頌 第一～第七子撰頌曰
巻二（十六紙か） 第八～第十子撰頌 尼陀那別門第二總撰頌 第一～第十子撰頌	巻二 第八～第十子撰頌 尼陀那別門第二總撰頌 第一～第二子撰頌
巻三（十五紙相当） 尼陀那別門第三總撰頌 第一～第十子撰頌	巻三 第三～第十子撰頌 尼陀那別門第三總撰頌 第一～第三子撰頌
巻四（十六紙相当） 尼陀那別門第四總撰頌 第一～第十子撰頌 尼陀那別門第五總撰頌 第一～第六子撰頌	巻四 第四～第十子撰頌 尼陀那別門第四總撰頌 第一～第六子撰頌

巻五（十五紙相当） 目得迦大門物撰頌 別門初總撰頌 第一～第七子撰頌 巻六（十四紙相当） 第八～第十子撰頌 目得迦別門第二總撰頌 第一～第五子撰頌	巻五 第七～第十子撰頌 尼陀那別門第五總撰頌 第一～第六子撰頌
巻七（十七紙相当） 第六～第十子撰頌 目得迦第三別門總撰頌 第一～第十子撰頌	巻八 第四子撰頌（後半） 第五～第十子撰頌 目得迦第三別門總撰頌 第一～第三子撰頌
巻八（十一紙相当） 目得迦別門第四總撰頌 第一～第十子撰頌	巻九 第四～第十子撰頌 目得迦別門第四總撰頌 第一子撰頌（前半）
巻十 第一子撰頌（後半） 第二～第十子撰頌	巻十 第一子撰頌（後半） 第二～第十子撰頌

上表のように、八巻本と十巻本は、前半に「尼陀那」四十六頌、後半に「目得迦」四十頌を収録している点においては同様である。ただ、八巻本では前半四巻に収められている「尼陀那」四十六頌が十巻本では前半五巻、八

巻本が後半四巻に収める「目得迦」四十頌は十巻本の後半五巻に分散されている。全体として、両テキストは巻一を除けば、諸巻の調巻方法は全部違うが、各項目の配列順序はほぼ一致している。なお、「品次録巻二十」は経録、『随函録』は音義書であるために、それぞれから読み取れる情報は部分的であるだけでなく、内容も異なる。従って、経文の全容を知る上では限界があり、八巻本と十巻本との文字の異同までは知りかねる。

八巻本と十巻本の構成を比較すれば、八巻本のほうがより優れていることは明らかである。例えば、十巻本では、十首を一組とすることの多い子撰頌が二巻にまたがって収録されることが多い。極端な場合は、一首の子撰頌が二巻に分かれて収録されていることもある。例えば、目得迦別門第二の第四子撰頌は巻七の末尾から巻八の冒頭にかけて、目得迦別門第四の第一子撰頌は巻九の末尾から巻十の冒頭にわたっている。そもそも八巻本各巻の紙数を見ると、一卷あたりの平均紙数はだいたい十五であり、最後の巻八だけが十一紙と少なくなっているに過ぎない。各巻の紙数の均等性からも分かるように、八巻本の構成であつてもさほど大きな問題は生じないはずだが、それでも唐代の入蔵本として十巻本が選ばれた理由としては、八巻よりも十巻のほうがよりまとまった数字であり、分帙しやすい、という蔵書管理上の都合の他には想像がつかない。但し、『品次録』が編纂された九世紀半ば頃（八五五から八六〇年にかけて撰述）には、十巻本の調巻方法がもつ問題点に気づき、積極的に八巻本を採用するような動きもあつたに違いない。また、後唐の長興二年（九三二）に成立した『随函録』が基づいたテキストは八巻本であることから、八巻本『尼陀那目得迦』が唐末・五代に北方地域で成立した写本大蔵経に採用されていたことが分かる。

以上の考察の結果、現存する刊本大蔵経本『尼陀那目得迦』は開宝蔵系統も江南系統もすべて十巻本であるが、これらと対照的に『品次録』と『随函録』が基づくテキストだけが八巻本であることが分かった。『品次録』と『随函録』の共通点として、それぞれ九世紀後半以降に伝存していた写本大蔵経に基づいて編纂され、北方地域にだけ流布していたことが挙げられる。十世紀前半の『随函録』に反映している北方地域の写経大蔵経の姿と、九世紀後半の『品次録』に留められている写本大蔵経の姿との重なり具合が裏付けるように、十世紀前半に北方地域で流布していた写本大蔵経は九世紀後半すなわち唐代末頃の写本大蔵経の系譜を受け継いでいることが推測できよう。更に、北方王朝の官版大蔵経である契丹蔵は『随函録』が参照したものと近い系譜に属する写本大蔵経を底本として開板されていることから、契丹蔵本『尼陀那目得迦』もまた八巻本であつた可能性が高い。つまり、『品次録』と契丹蔵はそれぞれに『随函録』が拠つたテキストと接点をもつことから、この三者が個々に基づいた写本大蔵経は流布の地域とテキスト系譜において密接な関係にあつた可能性が浮上してくるのである。

基づいた大蔵経がそれぞれに属するテキスト系譜の親近性が推測されてくれば、『品次録』と契丹蔵『入蔵録』との関係も理解しやすくなるであろう。遼の太保大師覚苑が契丹蔵の『入蔵録』を製作する際に、『開元録』や『貞元録』などの著名な経録の入蔵録を直接には利用せず、それらに比すれば全く無名とも言うべき『一切経源品次録』に拠つた理由は、『一切経源品次録』が対象としている写本大蔵経と契丹蔵が底本として採用を予定していた写本大蔵経とが系譜においても、大蔵経の全体的構成においても、最も近接していたからである。

(二) 『十誦律』 六十一卷

前項で『尼陀那目得迦』の調卷が抱える問題に注目したところ、『品次録』、『随函録』、契丹蔵の三者間にある関連性が浮かび上がってきた。本項では、更にもう一つの事例、すなわち『十誦律』がもつ調卷上の問題の検討を通して、『品次録』、『随函録』、そして契丹蔵の関係をより一層明確にしたい。

1 『十誦律』テキストの調卷の問題

智昇撰『開元録』卷十三によれば、『十誦律』六十一卷は姚秦の三蔵弗若多羅たちと鳩摩羅什が訳出した本編五十八卷と東晋の三蔵卑摩羅叉が後に訳出した「毘尼序」三卷からなる。²¹⁾ 『十誦律』のテキストは調卷に関わる大きな問題を抱えており、「毘尼序」三卷を、第九誦と第十誦との間に置く、すなわち第五十五卷から第五十七卷までの三卷として収録するテキストもあった。智昇によれば、この調卷の方法は間違っており、古い時代のテキストはみな「毘尼序」三卷を『十誦律』の末尾に収録していることを鑑みれば、この調卷方法が正しく、『開元録』もそれに従う、²²⁾ と言う。これとほぼ同じ内容は『貞元録』と『品次録卷二十』にも見える。

経録にこのような指摘があるにも拘わらず、唐末五代に至っても、『十誦律』にはやはり数種類のテキストが並行して流布していたようである。例えば、可洪は『随函録』卷十五において、『十誦律』のテキスト間に存在する調卷の相違についてしばしば指摘している。それによれば、『随函録』が採用する『十誦律』は六十一巻本であるが、従前の音義書は少なくとも二種類

の異本を採用していた。一つは、西川厚大師撰『経音』²³⁾が参照した、調卷方法の異なる六十一巻本であり、もう一つは、玄応『一切経音義』に基づいた五十八巻本である。唐代から五代にかけて、『十誦律』には少なくとも五十八巻本と二種類の六十一巻本が伝存していたようである。

その後、十世紀末以降、中原、北方、江南の各地それぞれに伝わった写本大蔵経に基づいて、三つの代表的な刊本大蔵経すなわち開宝蔵、契丹蔵、江南蔵が立て続けに登場した。これら三つの系統の大蔵経に収められた『十誦律』のテキストはやはり多種多様である。契丹蔵本は、『随函録』の底本と同じ系統に属するとすれば、六十一巻本であったと思われる。江南系統の諸蔵に入っている『十誦律』は六十一巻本であるが、『随函録』参照本とはやや異なっている。そして、刊本大蔵経の三系統の中でも開宝蔵系統の『十誦律』は極めて特異であり、その調卷方法は他系統のテキストと大幅に違うだけに止まらず、同じ開宝蔵系統に属する前期本と後期本との間ですら違いが認められるのである。例えば、『指要録』の記述に基づいて開宝蔵の初期本は六十巻本であったことが知られる。ところが、開宝蔵本の『十誦律』卷四十七が現存しており、その内容は高麗再雕蔵本の卷四十七と一致していることから、当該の現存本も後期の開宝蔵本であり、六十一巻本の中の一巻であると思われる。そして、開宝蔵の初期本の形態を留めているはずの高麗初雕蔵本『十誦律』の中には、卷数を塗りつぶし、書き直した痕跡が見られるのである。ただし、現在のところ、この高麗初雕蔵本『十誦律』テキストをどう扱うべきか、筆者は判断に苦しんでいる。従って、本論文では、このテキストについて論じることはできない。

2 「品次録卷二十」参照本の全体的構成の特徴

「品次録卷二十」は『十誦律』の全体構成について、以下のように示している。

右此十誦、惣六十一卷、今各依卷目段次、隨誦配之。此惣明二部僧尼戒法（僧戒律相八段、「受具足」下并雜一十六段相。尼律五段・増文・問部。毗尼序中、五百・七百律）。

これに拠れば、『品次録』が参照した『十誦律』は六十一巻本であり、全体として、①僧戒律相八段・雜誦、②尼律五段・増文・問部、そして③毗尼序、という三つの部分から構成されている。具体的には、①前半部分（第一〜第六誦、卷一〜卷四十一）は、僧律八段（第一〜第五誦、卷一〜卷三十五）すなわち「四波羅夷法」・「十三僧殘法」・「二不定法」・「三十尼薩耆法」・「九十波逸提法」・「四波羅提提舍尼法」・「衆学二百七」・「七滅諍法」、並びに雜誦（第六誦、卷三十六〜卷四十一）を説く。②中盤の四誦（卷四十二〜卷五十八）は、尼律五段（第七誦、卷四十二〜卷四十六）すなわち「八波羅夷法」・「十七僧殘」・「尼薩耆」・「单提法一百七十八戒」・「八提舍尼法」、並びに増文二段（第八誦、卷四十七〜卷五十）、優波離問（第九〜第十誦、卷五十一〜卷五十八）からなる。③終盤は、毗尼序四品（卷五十九〜卷六十一）である。なお、十誦・

一、先明僧戒律相并雜一十六段相

初誦…六卷（卷一〜卷六）

二誦…七卷（卷七〜卷十三）

三誦…七卷（卷十四〜卷二十）

四誦…八卷（卷二十一〜卷二十八）

五誦…七卷（卷二十九〜卷三十五）

六誦…六卷（卷三十六〜卷四十一）

二、明尼律五段・増文・問部

第七誦…五卷（卷四十二〜卷四十六）

第八誦…四卷（卷四十七〜卷五十）

第九誦…四卷（卷五十一〜卷五十四）

第十誦…四卷（卷五十五〜卷五十八）

三、毗尼序…三卷（卷五十九〜卷六十一）

以上が、「品次録卷二十」が参照した『十誦律』六十一巻本（以下、「品次十誦」と略称する）の全体的構成と調卷方法の概要である。この調卷方法は『隨函録』が参照した『十誦律』（以下、「隨函十誦」と略称する）とほぼ一致しているが、『隨函録』が言及する『西川經音』や応和尚『經音義』が参照したテキスト、更には現存する刊本大藏經本のいずれとも異なっている。刊本大藏經本との比較は次項に譲るが、ここでは『隨函録』の注記に挙げられている諸異本との比較を試みたい。そこで、ひとまず『隨函録』に現れる『十誦律』の異本注記をまとめて挙げよう。

第五十五卷（尾題云五十八、『經音義』亦以此卷為五十八、並非也。）

第五十八卷（尾題云六十、『西川經音』以此卷為六十一、並非也。應和尚『經音義』亦以此卷為五十八。『經音義』五十八頭、是此藏五十五卷、從杖鑽躡

豆刀匣須論等字是也。『經音義』五十八尾、從到訂捉瑱等字是也。『西川經音』、從卅八直至部終、並槎一卷、失次也。此藏卅九直至六十一而失次。此乃古來傳寫誤錯、或書人更易名題、遂致失次耳。）

第五十九卷（此下三卷是律序、此是上卷。『經音義』以此卷為五十五、仍不

載。

第六十卷（律序卷中。『經音義』以此卷為五十六、五十七、非也。此藏只是一卷。）

第六十一卷（律序卷下。『經音義』以此卷為五十七、非也。）

これらの異本注記から、写本大藏經の時代には様々な構成をもつ『十誦律』のテキストが存在していたことが窺える。まず、『随函録』が採用したテキスト（『随函十誦』）は「品次十誦」と同じ構成の六十一巻本であるが、そのテキストの卷五十五と卷五十八の尾題には、何らかの異本から影響を受けたのであろうか、本文とは異なる巻数（「五十八」・「六十」）が記されている。次に、可洪は『随函録』を撰述する際に『西川經音』・応和尚『經音義』（玄應『一切經音義』。以下、『玄応音義』と略称する）をはじめとする音義書を参照していたが、それらの音義書はそれぞれ違うバージョンの『十誦律』を参照していたことが分かる。

『随函録』の注記がその存在を伝える『十誦律』の諸異本は、「随函十誦」や「品次十誦」と比較すると、いずれも卷五十五以降の巻次が三巻ずつ繰り下げられている。ここで、智昇が『開元録』で指摘した『十誦律』が抱える調卷上の問題を想起してもらいたい。智昇は、『十誦律』のテキストの中には、正しくは末尾（卷五十九・卷六十一）に置くべき「毘尼序」三巻を、間違えて第九誦（卷五十五・卷五十四）と第十誦（卷五十五・卷五十八）との間（卷五十五・卷五十七）に収録するものがある、と言う。この指摘を考慮に入れば、『随函録』が言及する諸異本が卷五十五以降の巻次を三つずつ繰り下げている理由は「毘尼序」三巻を第九誦（卷五十五・卷五十四）の直後に配置したことに求められるだろう。つまり、『随函録』の注記に現れる諸異本はか

つて智昇が批判したテキスト系統に属するものであることが分かる。

それらの諸異本は「毘尼序」三巻を第九誦と第十誦との間に配列している点においては一致しているが、具体的な調卷方法に関しては必ずしも一様ではない。例えば、『西川經音』が採用したテキストは「毗尼序」の配置こそ違うものの、各巻の分け方や全六十一巻という総巻数においては、『随函十誦』及び「品次十誦」とさほど違わない。

一方、『玄応音義』の場合は、やや複雑である。『随函録』の注記から読み取れる情報による限り、『玄応音義』が参照した『十誦律』は五十八巻本だったと思われる。というのは、同本が「毗尼序」を第十誦の前に置いていたならば、『随函十誦』や「品次十誦」の第五十八巻が同本にとつての最終巻になるはずであり、実際に、そこには「五十八」と記されているのである。従って、同本は全体として五十八巻であったことになる。更に、『玄応音義』参照本の調卷方法が特異であるのは、同本の卷五十八に「随函十誦」及び「品次十誦」の第十誦に相当する四巻（卷五十五・卷五十八）をすべて包括させていることである。「随函十誦」卷五十八の注記によれば、『玄応音義』参照本の卷五十八の冒頭には「杖鑽・痺豆・刀匣・須鑰等字」とあり、これは「随函十誦」の卷五十五に現れる語句とされ、また同巻の末尾は「到疋・捉瑱等字」で締めくくられているが、この「到疋」、「捉瑱」はいずれも「随函十誦」と「品次十誦」それぞれの卷五十八に見える語句だからである。但し、これはあくまで『随函録』の注記に基づいて復元される五十八巻本の調卷方法であり、これと現存する高麗再雕藏本『玄応音義』から読み取れる『十誦律』の調卷とはかなり異なるのである。

最後に、「随函十誦」卷五十五と卷五十八の尾題にそれぞれ「五十八」と

「六十」と標記されていることから、これらの尾題の標記に影響を与えた異本は六十巻本であり、その巻五十九は「随函十誦」と「品次十誦」それぞれの巻五十六及び巻五十七の二巻に相当する、と推測できる。興味深いことに、この調卷方法の特徴は高麗再雕藏本『玄応音義』巻十五が参照している『十誦律』六十巻本の構成と見事に符合している。まず「毗尼序」は第十誦の直前である巻五十五から巻五十七までの三巻に収められ、更に巻五十八は「随函十誦」と「品次十誦」の巻五十五に当たり、巻六十はそれらの巻五十八に相当する。『玄応音義』には巻五十九に現れる語句に対する音義積がないので確認できないものの、前後二巻の収録状況から、六十巻本の巻五十九は「品次十誦」等の巻五十六と巻五十七の二巻に相当する、と考えられる。どうやら、『玄応音義』の現存するテキストと十世紀に可洪が実見したものは、少なくとも『十誦律』に関連する箇所においては異なっているようである。

3 刊本大蔵経本『十誦律』との詳細な比較

前項では、「品次十誦」及び「随函十誦」と、『随函録』の異本注記に拠って復元した写本大蔵経時代の『十誦律』とを比較した。本項では、「品次録巻二十」に基づいて北方系統の写本大蔵経本『十誦律』の構成を復元した上で、現存する諸刊本大蔵経本『十誦律』と詳しく比較したい。

「品次録巻二十」は参照した六十一巻本の調卷・内容上の分節、各巻・各節の始まりと終わりの字句、紙数を細かく示しており、その内容を図表で示せば、【附表2】のようになる。以下、同表に基づきながら、「品次十誦」と現存する代表的な刊本大蔵経本『十誦律』との比較を試みたい。まず、「品

次十誦」が「随函十誦」とほぼ一致していることは前述した通りであり、『尼陀那目得迦』についての検討を通して得られた知見を踏まると、契丹藏本『十誦律』が「品次十誦」や「随函十誦」と同じ北方系統大蔵経の系譜を受け継いでいるのであれば、これら三者は同じ構成をもっていた、と一応は予想される。

次に、この北方系統本のテキストと構成が最も近いのは、江南蔵系統本『十誦律』である。江南蔵系統本は六十一巻であり、テキスト内容は全体として十誦五十八巻と毗尼序三巻からなり、各誦の巻数や配列もすべて「品次十誦」と一致している。但し、調卷方法の違いが三箇所だけに認められている。一つは、第三誦の最終巻に当たる巻二十において、「品次十誦」では偈律の第七「衆学一百七」の途中から始まっているが、江南蔵本ではやや遅れて第八の「七滅諍法」からスタートしている。なお、両本共に、巻二十の末尾は同じである。次の一箇所は、第九誦の最終巻に当たる巻五十四において、江南蔵系統本は優波離問部である第九誦の第二「問拘舍弥法」から始まるが、「品次十誦」は少し遅れて第三の「問瞻波法」からスタートしている。最後の二箇所は、第十誦の二巻目に当たる巻二十六において、「品次十誦」は「問雜事」の「羯磨治償及行法」からスタートしているが、江南蔵系統本は少し遅れて「羯磨治償及行法」の「行法」から始まっている。なお、江南蔵本巻五十六と後述する開宝蔵系統本の巻五十七は同じ箇所から始まっている。開宝蔵系統の『十誦律』のテキストは実に複雑である。前述したように、『指要録』から窺われる開宝蔵初期本の構成と開宝蔵後期本を底本とする高麗再雕藏本の構成とを比較すると、一箇所だけに顕著な相違が認められる。前述したように、『十誦律』所収の「毘尼序」は古くから三巻（巻五十九）巻

六十二)に分けられることが多いが、『指要録』参照本では「毘尼序」の三巻はまとめて巻六十の中に収められている。一方、高麗再雕藏本は「毘尼序」の一巻目を巻六十とし、残りの二巻を併せて巻六十一に収めている。そのため、『指要録』所収本は六十巻本であり、高麗再雕藏本は六十一巻本になっている。この「毘尼序」の調巻の違いを除けば、両者の構成はほぼ一致している。

一方、開宝藏系統本と「品次十誦」等の北方系統の写本大藏經本の構成とを比べると、多くの相違点が発見される。まず、初誦の六巻の中では、巻四の始まりが違っている。「品次十誦」巻四は僧律の第二「十三僧殘法」の第八事から始まるが、開宝藏系統本は第七事から始まっている。その後の第二誦から第六誦まで(巻七～巻四十二)はほぼ一致している。両本の調巻の違いのほとんどは第七誦に集中している。まず、「品次十誦」の巻四十三は尼律第三「尼薩耆」から始まり、第四「單提法一百七十八戒」の九十二事までを収録している。一方、開宝藏系統本の巻四十三は尼律第二「十七僧殘」の途中から始まり、第三「尼薩耆」の第二十七事で終わっている。次に、「品次十誦」は巻四十四に「單提法」の九十三事から百二十二事までであり、巻四十五には百五十二事までを収めている。一方、開宝藏系統本の巻四十四は「尼薩耆」第二十八事から「單提法」の九十六事までを、巻四十五は九十七事から百二十二事までを、そして巻四十六は百五十二事までを収録している。従って、それ以降は、「品次十誦」と開宝藏系統本とはすべての巻次が一つずつずれることになり、「品次十誦」の第七誦はその五巻目である巻四十六で終わり、開宝藏系統本の第七誦はその六巻目となる巻四十七で終わっている。

第八誦に関しては、「品次十誦」の巻四十八は増一法の途中から始まるが、開宝藏系統本の巻四十九は増三法からスタートする。ただ、この違いを除けば、第八誦の諸巻は巻次こそ一つずつずれてはいるが、分巻方法に大きな相違は認められない。次の第九誦は、「品次十誦」の巻五十三は「不問四提舍尼及衆学」から始まるが、開宝藏系統本の巻五十四は問第四誦中の「問受戒法一」から始まっている。続いて、「品次十誦」巻五十四は問第五誦中の「問瞻波法三」から始まるが、開宝藏系統本の巻五十五は問第五誦中の「問順行法五」から始まっている。第十誦は、「品次十誦」の巻五十六は「羯磨治償及行法」から始まるが、開宝藏系統本の巻五十七はその途中の「行法」からスタートしている。また、「品次十誦」の巻五十八は四波羅夷「殺戒卷」から、開宝藏系統本の巻五十九は「殺戒卷」の途中から始まっている。最後の「毘尼序」は、「品次十誦」は巻五十九から最後の巻六十一までであるが、初期の開宝藏本は全体を巻六十の一卷に、そして後期の開宝藏系統本は巻六十と巻六十一の二巻に収録している。

以上、『十誦律』の全体構成に注目することによって、「品次十誦」と刊本大藏經本との異同を検討してきた。前項で検討した写本大藏經のテキストは、「品次十誦」と「隨函十誦」以外は、いずれも「毘尼序」を第九誦と第十誦との間に配置している。一方、本項で検討した刊本大藏經本は、「毘尼序」を第十誦の後に配置している点においてはみな一致しているけれども、この一つの共通点を除けば、他の諸巻の調巻方法には齟齬が見られる。ただ、全体として、「品次十誦」は「隨函十誦」と最も近く、この二本は契丹藏と同じ北方系統写本大藏經テキストの特徴を現しているであろう。また、これらの北方系統写本大藏經のテキストに系譜的に最も近いのは江南藏系統の刊

本大蔵経蔵本であり、「品次十誦」と「随函十誦」の二本と比べると、違いが三箇所に見られる他は、テキストの全体構成はほぼ一致している。その一方で、開宝蔵系統本の調卷方法は複雑である上に、江南蔵本と北方系統本のいずれとも異なっている。現在の筆者には、『十誦律』にこのように多様なバリエーションが形成された理由は攷み切れていない。

4 契丹蔵本『十誦律』の本文内容

契丹蔵本『十誦律』は現存していないが、その本文内容の特徴を知る手掛

かりは、高麗再雕蔵の編集作業を率いた守其等の『校正別録』の中にある。『校正別録』巻二十は、契丹蔵本と開宝蔵本のそれぞれが収録する『十誦律』巻五には顕著な相違が三箇所にわたって存在することを指摘している。また、ほぼ同文の指摘が高麗再雕蔵本『十誦律』巻五の末尾にも見える。更に、大正蔵本『十誦律』巻五の「校注」によれば、底本である高麗再雕蔵本と校本とした宋思溪蔵本等との間には、『校正別録』が指摘した三箇所以外にも、顕著な相違が二箇所が存在している。

高麗蔵本『校正別録』巻二十	大正蔵本『十誦律』巻五	大正蔵本『十誦律』巻五「校注」
<p>此卷第二十六張第二行、「夜提」之下、乃至「三十日皆如上説」者、丹本無此中九字、而有「又比丘得不具足衣」乃至「至三十日地了時尼薩耆波夜提」等、凡九十一行文、国本・宋本並無者、今依丹本達而足之。(下略)</p> <p>(CBETA, K38, no.1402, p.647, b21-c3)</p> <p>(※契丹蔵本は、千二百八十七字、多し)</p>	<p>此卷第二十六張第二行、「夜提」之下、乃至「三十日皆如上説」者、丹本無此中九字、而有「又比丘得不具足衣」乃至「至三十日地了時尼薩耆波夜提」等、凡九十一行文、国本・宋本並無者、今依丹本達而足之。</p> <p>(CBETA, T23, no.1435, p.42, a1-5)</p> <p>(※大正蔵本『十誦律』は、高麗再雕蔵本を底本としている)</p>	<p>(又比丘…尼薩耆波夜提) 一千二百六十九字 〓 (十二日乃至三十日皆如上説) 十二字 【宋】 【元】 【明】</p> <p>(CBETA, T23, no.1435, p.35, 注4)</p> <p>(※高麗再雕蔵本は、千二百五十七字、多し)</p>
<p>同卷二十七張第十三行、即今正本三十一張第十三行、「尼薩耆波夜提」之下、「十二日乃至三十日亦如上説」者、丹本無此中十二字、而有「又比丘得不具足衣、停更望得」乃至「至三十日地了時、尼薩耆波夜提」等、凡九十二行、国本・宋本並無者、今依丹本達而足之。(上略)</p> <p>(CBETA, K38, no.1402, p.649, a4-10)</p> <p>(※契丹蔵本は、千二百八十七字、多し)</p>	<p>同卷二十七張第十三行、即今正本第三十一張第十三行、「尼薩耆波夜提」之下、「十二日乃至三十日亦如上説」者、丹本無此中十二字、而有「又比丘得不具足衣、停更望得」乃至「至三十日地了時、尼薩耆波夜提」等、凡九十二行文、国本・宋本並無者、今依丹本達而足之。</p> <p>(CBETA, T23, no.1435, p.42, A6-12)</p>	<p>(又比丘…尼薩耆波夜提) 一千三百四十二字 〓 (十二日乃至三十日皆如上説) 十二字 【宋】 【元】 【明】</p> <p>(CBETA, T23, no.1435, p.37, 注4)</p> <p>(※高麗再雕蔵本は、千二百二十九字、多し)</p>
<p>同卷第二十九張第四行、即今正本第三十七張第四行「尼薩耆波夜提」之下「十二日乃至三十日皆如上説」者、丹本無此中十二字、而有「又比丘得不具足衣」乃至「尼薩耆波夜提」(等)、凡九十七行、国本・宋本所無者、</p>	<p>同卷第二十九張第四行、即今正本第三十七張第四行「尼薩耆波夜提」之下「十二日乃至三十日皆如上説」者、丹本無此中十二字、而有「又比丘得不具足衣」乃至「尼薩耆波夜提」等、凡九十七行文、国本・宋本所無者、</p>	<p>(又比丘…尼薩耆波夜提) 一千三百四十二字 〓 (十二日乃至三十日皆如上説) 十二字 【宋】 【元】 【明】</p> <p>(CBETA, T23, no.1435, p.37, 注4)</p> <p>(※高麗再雕蔵本は、千二百二十九字、多し)</p>

<p>今依丹本違而足之。又為看旧国・宋藏者、具録其文于左。(上略) (CBETA, K38, no.1402, p.650, b11-18) (※契丹藏本は、千三百六十一字、多し)</p>	<p>今依丹本違而足之。 (CBETA, T23, no.1435, p.42, a13-18)</p>	<p>(又比丘…不足者留) 一千二十一字(十二日乃至三十日皆如上説) 十二字 【宋】 【元】 【明】 (CBETA, T23, no.1435, p.40, 注9) (※高麗再雕藏本は、千九字多い)</p>
<p>(言及なし)</p>	<p>(言及なし)</p>	<p>〔此卷…足之〕二百七十二字―【宋】 【元】 【明】 (CBETA, T23, no.1435, p.42, 注1) (※高麗再雕藏本は、二百七十二字、多し)</p>
<p>(言及なし) ※上掲の三箇所を併せて、契丹藏本は、開宝藏本より、計三千九百三十五字、多い。</p>	<p>(言及なし) ※高麗再雕藏本卷五の総字数は、計一万七千五百二十一字である。</p>	<p>※上記の五箇所を併せて、高麗再雕藏本は、宋版等より、計五千二百二十四字、多い。</p>

『校正別録』の校正注記に基づけば、契丹藏本の『十誦律』卷五には、開宝藏本や高麗初雕藏本と比べると計三箇所に顕著な違いがあり、また後の二本よりも計三千九百三十五字多いことが判明している。一方、高麗再雕藏本(大正藏本)は、江南藏系統の思溪藏本等と比べると、上述の三箇所の他に、更に二箇所の相違が存在し、これら計五箇所の違いを総合すれば、後者より計五千二百二十四字も増えていることが明らかになっている。なお、開宝藏本を底本としながら、契丹藏本の影響も受けている高麗再雕藏本『十誦律』卷五の文字数は、計一万七千五百二十一字に上る。一方、「品次録卷二十」によれば、『十誦律』の卷五は「仏在王舎城爾時六群比丘」という字句で始まって「皆着納衣三事竟」という字句で終わり、紙数は計「三十六紙十五行」に上る。「品次十誦」の一紙は二十八行からなるので、一行十七文字で計算すれば、「三十六紙十五行」はおおよそ一万七千三百九十一文字になる。こ

の字数は、現存する諸刊本の中では、契丹藏本に基づきながら少なくとも四千字近くは増補されている高麗再雕藏本の字数と最も近接している。従って、卷五の文字数に着目して検討した場合においても、「品次十誦」はやはり契丹藏本と最も近接している、という結果になるのである。

最後に、「品次十誦」と契丹藏本『十誦律』との近似性を裏付ける証拠を更に二点ほど挙げる事ができる。一つは、「品次十誦」卷三十一には「苦切羯磨法第四」というサブタイトルが記されている。これと同じ箇所を見ると、高麗再雕藏本『十誦律』卷三十一では「八法中般茶盧伽法第四」となっており、その直後に「丹本云『八法中苦切羯磨法第四之初』」(CBETA, T23, no.1435, p.221, a18-19)という異本注記が存在するのである。因みに、『大正藏』の校注によれば、「八法中般茶盧伽法第四」というサブタイトルは思溪藏本にも見えるが、元普寧藏本と明嘉興藏本では「八法中那般茶盧伽法第四、

亦云苦切羯磨」となっている。一方、日本の聖語藏本の卷三十一には「白病法上」とある。従って、諸本の中で「苦切羯磨法第四」と表記するのは「品次十誦」と契丹藏本のみ、ということになる。

もう一つは、「品次十誦」卷三十三に「順行法第五」というサブタイトルが見える。高麗再雕藏本卷三十三の該当箇所には「八法中僧殘悔法之余」とあり、その直後に「丹本云『八法中順行法第五』」(CBETA, T23, no.1435, p.236, c1c)という異本注記が見える。『大正藏』の校注によれば、「八法中僧殘悔法之余」という箇所を、開元寺藏本と思溪藏本は「八法順行法」、元普寧藏本・明嘉興藏本は「八法順行法第六」とするが、日本の聖語藏本だけが「順行法第五」としている。従って、諸本の中で「順行法第五」と表記しているのは「品次十誦」と契丹藏本、そして聖語藏本の三種だけなのである。

このように、テキストの全体的構成のみならず、『十誦律』卷五全体の文字数、そして卷三十一と卷三十三のサブタイトルの標記内容に注目した結果においても、「品次十誦」と契丹藏本との間には他の諸刊本が及ばないほどの共通点と近接性が認められるのである。

5 まとめ

以上、「品次十誦」と他の『十誦律』諸本、特に契丹藏本『十誦律』との関係を探るために、「品次十誦」から復元し得る『十誦律』テキストの全体的構成と、経録・音義書から復元される写本大藏経時代の『十誦律』や現存する刊本大藏経本の構成とを比較してきた。その結果、写本大藏経時代のテキストには数種類のバリエーションがあるものの、「品次十誦」と「随函十誦」を除くと、その他のテキストはいずれも「毘尼序」を第九誦と第十誦と

の間に配置していることが判明した。一方、現存する刊本大藏経本はすべて、「品次十誦」・「随函十誦」と同様に、「毘尼序」を第十誦の後に配置しているが、他の諸巻の調卷方法をめぐっては多くの齟齬が見受けられた。

『十誦律』諸本がもつ全体的構成の多様性に注目しながら考察した結果、「品次十誦」は「随函十誦」とだけ近接していることが明らかになった。そして、両者の近似性は唐末五代の北方系統の写本大藏経テキストの特徴を反映するものに他ならず、同じ系譜に属する写本大藏経本を底本として成立した契丹藏本にも同じ特徴が受け継がれたであろう、と考えた。そこで、『校正別録』に基づいて契丹藏本『十誦律』卷五のテキストの構成と内容を復元した上で、「品次十誦」と比較した結果、両本の間だけに存在する共通点が確認できたのである。

『十誦律』諸本の検討から得られた結果は、前節で『尼陀那目得迦』の考察を通じて得られた知見とも一致する。この二つの事例に基づけば、『品次録』、『随函録』、そして契丹藏本の三本の間だけ見られる共通点が存在することは、それら三本が共に九世紀後半から十世紀前半にかけて北方地域に伝存していた写本大藏経の特徴を受け継いでいることの証左である、と思われる。この北方系統の大藏経間の関係性を理解できれば、契丹藏の『入藏録』が、やはり古くから伝わっていたであろう『開元録』やこれを受け継ぐ『続開元録』や『開元広品歴史』ではなく、『貞元録』を受け継いで成立した『一切経源品次録』をその正蔵目録として採用した理由もおのずと明らかになってくるであろう。『一切経源品次録』が参照した写本大藏経こそが、契丹藏の底本として採用することになった写本大藏経と、系譜的にも、構造的にも、最も近接していたからなのである。

結論

本論文では、高麗初雕藏本にだけ保存されてきた従梵の『一切経源品次録』巻二十という新しい資料に注目し、同録は覺苑が撰述した契丹藏『入蔵録』の拠り所の一つであったことを明らかにしようとした。

従来、特に『一切経源品次録』のテキストが発見されるまでの長い間、『一切経源品次録』と『開元広品歴章』という二つの目録が混同されるような状況が続いてきた。その混同は、北宋伝法院の惟浄等が撰述した『天聖総録』が『開元広品歴章』に対する注記として、なぜか『一切経源品次録』に関する内容を記入していることに起因する。この誤記或いは混乱にミスリードされて、塚本善隆氏もまた『天聖総録』に著録されている『開元広品歴章』とは実際には従梵の『一切経源品次録』を指しているのではないかと考えたのである。

しかし、本論文で考察した結果、従梵の『一切経源品次録』は主として遼・金といった北方領域に伝わって契丹藏にも収録されたが、しかし中原と南方の北宋国内ではわずかに書名のみが知られる程度であったために『開元広品歴章』と混同されてしまった、と考えられるのである。そして、開宝蔵には終始入蔵されなかったにも拘わらず、『一切経源品次録』が高麗初雕藏に収録されているという事実は、高麗初雕藏の成立過程には開宝蔵のみならず、契丹藏も看過できない影響を及ぼしていたことの証左に他ならない、と考えるのである。ただ、その後、高麗再雕藏の編集チームは『一切経源品次録』は大蔵経の閲覧者にとっては無益であると判断し、同録を排除して、そ

の代わりに『校正目録』を収録することになる。

以上の流れをまとめれば、開宝蔵は『開元広品歴章』三十巻を収録し、これに対して契丹藏は『一切経源品次録』三十巻を収めているという状況を踏まえた上で、高麗初雕藏は底本とする開宝蔵には従わず、校本とした契丹藏に基づいて『一切経源品次録』を収録することとした。しかし、後の高麗再雕藏は『一切経源品次録』を除き、『校正目録』三十巻に差し替えた、ということになる。このように収録する経録を変更することは、大蔵経編集者の気まぐれなどによるものでは決してない。ある大蔵経が、どの経録を載せているのかは、その大蔵経がどのような構想に従い、どの大蔵経を基盤として成立しているのか、を示すものであつて、入蔵すべき経録の選択は極めて真剣な決断に基づくのである。

一般に、漢文大蔵経の全体構成は、おおむね『開元入蔵録』に基づく四百八十帙の正蔵部分と、その後に見れる続蔵部分という二つの部分からなる。正蔵部分は「開元入蔵録」或いは『開元釈教録略出』（江南系統大蔵経の入蔵録）に基づいて編集されが、各大蔵経の個性が最も集中的に顕れるのは、実は続蔵の部分である。続蔵部分がいかなる経録に従うのかは、大蔵経によって異なる。だからこそ、開宝蔵における『開元広品歴章』、契丹藏にとっての『一切経源品次録』、そして高麗再雕藏が選択した『校正目録』はそれぞれ、各大蔵経の基盤にある構想や編集方針に応じて選ばれているのであろう。

『開元広品歴章』と『一切経源品次録』の最も根本的な相違は、前者は「開元入蔵録」を拠り所とし、後者は「貞元入蔵録」に基づくことにある。「開元入蔵録」によって大蔵経の正蔵基準がすでに樹立されている以上、その基準をどのように受け継ぎ、その後続部分をどうまとめるのかは、後世の

経録が常に向き合わなければならぬ問題であった。例えば、玄逸の『大唐開元釈教広品歴章』三十巻は「開元入蔵録」をより詳細に展開させることを心がけ、円照の『統開元録』三巻は「開元入蔵録」の成立後に翻訳された仏典の増補を主目的として撰述された経録である。

ところが、貞元十六年(八〇〇)に円照が『貞元録』三十巻を進上すると、状況はやや複雑になった。円照自身が意図していたかどうかは別として、「開元入蔵録」を抛り所としながら同録の内容を更新し拡大した結果、「貞元入蔵録」は新たな大蔵経の収録基準を樹立することになった。そこで、唐末になると、「貞元入蔵録」に基づく経録も登場するようになったのである。唐末咸通元年(八六〇)の從梵撰『一切経源品次録』三十巻と五代南唐保大四年(九四六)の恒安撰『統貞元録』一卷はいずれも『貞元録』を前提とし、その系譜を受け継ぐ経録である。

経録の系譜を辿り、その展開がもつ意味を知れば、各大蔵経における経録の収録状況は決して偶然の産物ではないことが理解されよう。例えば、『天聖総録』は『開元広品歴章』と『統開元録』を著録しているが、これに準拠したかのように金蔵には『開元広品歴章』と『統開元録』が伝存している。一方、高麗の初蔵・再蔵の両方は『貞元録』を伝えるだけに止まらず、更に高麗初蔵には『一切経源品次録』、高麗再蔵には『統開元録』と『統貞元録』が保存されているのである。『天聖総録』と金蔵の収録状況を見ると、開宝蔵が『開元録』の系譜に連なる経録を重視する傾向を示す一方で、高麗蔵は『貞元録』の系譜に属する経録を積極的に収録しているという印象を強く受ける。高麗蔵に見られる経録選択の傾向は、底本である開宝蔵ではなく、校本とした契丹蔵からの影響を反映しているのであろう。

更に、高麗蔵が契丹蔵から受け継いだのは経録のテキストだけではなく、高麗中期以降の玄宗・肅宗・代宗・徳宗の、いわゆる四朝訳経からの収録典籍とそれらの配列状況を見ると、高麗蔵と『天聖総録』及び金蔵とはかなり異なっているのである。『天聖総録』が収録する四朝訳経等の典籍とその配列は、円照撰『統開元録』と厳密に対応している。一方、高麗蔵においては、一部の配列に変更があるものの、原則としては恒安の『統貞元録』が著録する典籍とその配列に従っているのである。このような相違が存在することからも分かるように、それぞれの大蔵経に異なる経録を収めるのは慎重な考慮を経て決定されているのであって、その経録は単なるテキストとして収録されているのではなく、入蔵させるべき典籍を選択し、またその配列を決める根拠としての役割を果たしていることを忘れてはならない。

因みに、四朝訳経の収録部分において、高麗初蔵と高麗再蔵とは計三箇所の相違が認められる。一つは、『統貞元録』(後五一五帙)と高麗初蔵(廻五五四帙)が収める『仏説仏名経』の前半二十巻(巻一〜巻二十)が、高麗再蔵では契丹蔵に由来する『大空地玄文本論』二十巻(廻五五四帙)に変更されたことである。二つは、高麗初蔵(漢五五五帙)が収める『仏説仏名経』の後半十巻(巻二十一〜巻三十)が、高麗再蔵ではやはり契丹蔵に由来する『釈摩訶衍論』十巻(漢五五五帙)に差し替えられたことである。三つは、高麗初蔵(後五六一帙〜密五六三帙)が収める『一切経源品次録』三十巻が、高麗再蔵では『校正別録』三十巻(後五六一帙〜密五六三帙)に差し替えられたことである。なお、高麗再蔵が『一切経源品次録』を退けたのは、本論文で考察したように、高麗蔵が全体として基づいた底本である

開宝蔵の収録典籍・調卷・配列などと『一切経源品次録』が参照した北方系統大蔵経のそれらとの間にはあまりにも多くの違いが存在することもあって、「於看覽蔵経者、所益無幾」、つまり「大蔵経（高麗蔵）の閲覧者にとっては、ほとんど役に立たない」と判断されたからである。

註

- (1) 横超慧日「一九三五」「新出金版蔵経を見て」東京：『東方学報』東京第五冊 統篇、北支滿鮮調査旅行報告、一九三五年、二八三―三〇七頁、図版第一―第四頁。
- (2) 塚本善隆「一九三六―一九七五」「仏教史料としての金刻大蔵経」、京都：『東方学報』第六冊、一九三六年、二六―一〇〇頁。後に、『塚本善隆著作集第五卷：中国近世仏教史の諸問題』（東京：大東出版社、一九七五年、九三―一二八頁）に再録されている。本論文は、後者の再録を参照している。
- (3) 『宋会要輯稿』「道釈二之八・伝法院」に、以下のように述べられている。「仁宗天聖四年（一〇二六）、潤文官翰林学士夏竦与僧衆、上新訳経章（音）義七十卷、是書大中祥符九年（一〇一六）詔惟浄撰、今潤文官趙安仁・楊億刊定、至是始畢。是年、惟浄言、蔵乘名録、類例尤多、今所流進、凡有三録、僧智升撰即『開元録』・円升（照）撰『正（貞）元録』・円照『統正（貞）元録』、今請将皇朝経総成一録。詔惟浄合三録、令統訳経律論・西方東土聖賢集伝、為之凡六千一百九十七卷。更に、仏教側の資料である『仏祖統記』巻四十五は、天聖五年（一〇二七）に「三蔵惟浄が大蔵経目録二帙を進上し、『天聖釈教録』の書名を賜る。凡そ六千一百九十七卷である」（『大正蔵』巻四九、四〇九頁上）と言う。
- (4) 成尋『参天台五台山記』巻七、熙寧六年三月十五日の記事に「照大師・聖秀・張行者至感慈塔院、買來『天聖摠目録』一部三帖、六百文者。（中略）『天聖目録』、天聖五年作了、至今年卅七年。此間新経論、不入『天聖録』」（CBETA, B32, no.174, p.402, b7-11）とある。
- (5) 『中華大蔵経』第七十三冊（CBETA, A110）にも収録されている
- (6) 『天聖釈教総録』下冊（CBETA, A110, no.1499, p.680, a8-12）。
- (7) 『宋高僧伝』巻五に、「既綜結其科目、諒条而不紊也。都為三十卷、号「釈教広品曆章」焉。考其大小乗経律論并東西土賢聖集共一千八十部、以蒲州・共城二邑紙書、校知多少、縛定品次、俾後世無悶焉。其章頗成倫要、備預不虞古之善制。有楽陵尹靈琛為序。逸後不知所終。」（CBETA, T50, no.2061, p.734, b8-14）とある。
- (8) 『宋高僧伝』巻五に、「釈玄逸、姓竇氏、即玄宗神武皇帝従外父也。」（CBETA, T50, no.2061, p.734, a24）とある。
- (9) 『統貞元釈教録』に、「一切経源品次録一部三十卷、趙郡業律沙門從梵、自大中九年乙亥歲（八五五）、止咸通元年庚辰歲（八六〇）、依『貞元入蔵録』集」（CBETA, T55, no.2158, p.1049, a11-12）とある。
- (10) 関野貞「大同大華嚴寺」、「常盤還曆紀念仏教論叢」、一五一―一六六頁。関野博士記念事業会編『関野博士論文集』第四卷『支那の建築と芸術』（東京：岩波書店、一九三九年）に収録。
- (11) 『大金国西京大華嚴寺重修薄伽藏教記』と題される碑文の一行目に、「雲中段子卿撰、京東会竜寺講経沙門法慧書、雲中張公徽篆、雁門解遵仁刊」とある。
- (12) 契丹蔵の雕造年代に諸説があるが、竺沙雅章「一九九四」「新出資料よりみた遼代の仏教」（『禅学研究』七二号、九五頁）は、契丹蔵の主幹部分は重熙二十二年（一〇五三）頃に完成を見たが、五百七十九帙を規模とする全蔵が完成を見たのは更に後年になってからであると言う。
- (13) 『新編諸宗教蔵総録』巻下に、「統開元釈教録」三卷、詮曉集（旧名詮明）」（CBETA, T55, no.2184, p.1178, b24-25）とある。『釈門正統』巻八には、「近者大遼皇帝詔有司、令義学沙門詮曉等再定経録。世所謂「六祖壇経」・「宝林伝」等、皆被焚除。其偽妄条例。則『重修貞元統録』三卷中載之詳矣。」（CBETA, X75, no.1513, p.354, a17-19//Z.2B: 3, p.451, d2-4//R130, p.902, b2-4）とある。
- (14) 何梅「二〇一四」「遼蔵」目録校釈」、同氏『歴代漢文大蔵経目録新考』（上下二冊）、北京：社会科学文献出版社、上冊、一四―一五頁。
- (15) 韓国国立中央博物館「収蔵品データベース」（<https://www.museum.go.kr/>）

site/jpn/relic/search/view?relicId=2299' 二〇二〇年六月一八日の検索結果に基
づく。

(16) 『開元釈教録』巻九に、『根本説一切有部尼陀那目得迦』十卷（或八卷。長安
三年（七〇三）十月四日、於西明寺訳）（CBETA, T55, no.2154, p.568, a6-8）と
ある。

(17) 『統古今訳経図紀』は、『根本説一切有部尼陀那目得迦（十巻）』（CBET-
TA, T55, no.2152, p.370, b11-12）とする。

(18) 惟白『大藏経綱目指要録』については、何梅「二〇一四」『大藏経綱目指要
録』校釈（何梅『歴代漢文大藏経目錄新考』、上冊、二九〜三四頁）の概説が参
考になる。

(19) 王古『大藏聖教法宝標目』について、何梅「二〇一四」『大藏聖教法宝標目』
校釈（何梅『歴代漢文大藏経目錄新考』上冊、三四〜三九頁）の概説が参考に
なる。

(20) 翻刻文を載せる際には、より分かり易くするために、筆者が句読点を加える
と共に、適宜、分段（アラビア数字）・改行・補足（「」で括った字を加える）
も行った。なお、〈〉で括った文字は、原文では小字割注になっている箇所であ
る。

(21) 『開元釈教録』巻十三に、「十誦律、六十一巻・六帙（前五十八巻、姚秦三蔵
弗若多羅等共羅什訳、後毘尼序三巻、東晋三蔵卑摩羅叉統訳）」（CBETA, T55,
no.2154, p.618, b21-22）とある。

(22) 『開元釈教録』巻十三に、「此十誦律中「毘尼序」三巻、或有経本、編在第九
誦後、第十誦前、從第五十五巻至五十七巻者、錯也。今檢古本、皆在其末、今者
依古為正。」（CBETA, T55, no.2154, p.618, b24-25）とある。

(23) 『隨函録』巻三十に、「或有署其巻目亦不双彰唯標誤錯之形余則都無一二（西
川厚大師経音是也。從「十誦律」借得此本校勘、兼有未詳之字、並不載巻中、此
実不可也。洪則並著冊内、遇不錯処、則正之。（下略）」（CBETA, K35, no.1257,
p.725, b7-11）とある。

(24) 『大藏聖教法宝標目』巻七に、「十誦律六十一巻【撰】【以】。右初誦四波羅夷
法名異分。若犯一事非沙門、非釈子、失比丘法、故名異分。次僧殘不定捨墮墮
法・波羅提提舍尼法・衆多学法・止諍法、名不異分。若犯是事、故名比丘、故名
釈子、不失比丘法、故名不異分。初誦一至六、戒姪盜殺等法。二誦七至十三、衣
鉢等法。三誦十四至二十、戒用虫水・九十波逸提・説罪滅諍等法。四誦二十一至
二十八、受具布薩・自恣安居・皮革医薬衣等法。五誦二十九至三十三、施衣懺悔
驅擯故出精苦切依止羯磨等法、三十四臥具、三十五諍事法。六誦三十六至四十
一、種種制戒。七誦四十二至四十六、尼戒。八誦四十七至五十、増一法。九誦五
十四、優波離問事。十誦五十五至五十八、善誦。五十九説結集事。六十毗尼雜
品。」（CBETA, L143, no.1608, p.656, b13-p.657, b1）とある。『大藏聖教法宝標目』
は、原則として、『指要録』と同様に、開宝正蔵（天一帙〜英四八〇帙）の実録
と考えられている。ところが、『大藏聖教法宝標目』に取り上げられている六十
一卷本『十誦律』は『指要録』参照本と高麗再雕蔵本のいずれとも異なり、一方
で『隨函録』参照本と江南蔵系統本の構成とほぼ一致している。何梅「二〇一
四」『大藏聖教法宝標目』校釈（『歴代漢文大藏経目錄新考』上冊、三七頁）が
指摘するように、『大藏聖教法宝標目』が基づいた大藏経は純粹な開宝蔵ではな
く、数種類のテキストが混在する「混合大藏経」だったと考えられている。そし
て、『大藏聖教法宝標目』が参照した『十誦律』は開宝蔵系統以外のテキストで
あったとも考えられる。

(25) 最も顕著な変更は、『統貞元録』では『大乘本生心地観経』と『仏説十地経』
との間に配置されている唐般若訳『四十華嚴経』（高五〇五帙〜犍五〇八帙）が、
高麗蔵では李通玄『華嚴経論』四十巻（勅五二五帙〜銘五二八帙）の直前の四帙
（策五二一帙〜実五二四帙）として移動されている点にある。

【付記】

本稿は、科学研究費基盤研究（A）（課題番号（20H00008））の分担
研究の助成による成果である。

【附表 1】

『新續一切經源品次錄』 卷第二十 又 大唐沙門從梵依貞元釋教錄集	『貞元新定釋教目錄』 (大正藏本)	『開元釋教錄』 (大正藏本)	『開元釋教錄略出』 (大正藏本)
右諸藏經紙、有大小行數不定、今各隨經卷品目首末、每紙計二十八行定、餘不成紙者、即以行數紀之。			
聲聞調伏藏、五十四部、四百四十六卷、 <u>四十五</u> 帙	(卷十九) 聲聞調伏藏 五十四部、四百四十六卷 (卷二十三) 聲聞調伏處 六十一部、四百九十三卷、五十帙	(卷十三) 聲聞調伏藏 五十四部、四百四十六卷、四十五帙	(卷三) 聲聞調伏藏 五十四部、四百四十六卷、四十五帙
摩訶僧祇律四十卷 (或三十卷) 東晉天竺三藏佛陀羅 <u>共</u> <u>法顯</u> 譯、 九百九十七 <u>紙</u> 、四帙 右一經、是根 <u>本</u> 調伏藏、即大衆部毗奈耶也。佛圓寂後、尊者迦葉集千應真、於王舍城竹林石室之所結也。	(卷二十三) 摩訶僧祇律四十卷 (或三十卷) 東晉天竺三藏佛陀跋陀羅共法顯譯。 單本四帙 右一經是根本調伏藏、即大衆部毘奈耶也。佛圓寂後、尊者迦葉集千應真、於王舍城竹林石室之所結也。 (卷三十) 摩訶僧祇律四十卷 (或三十卷、四帙) 九百九十七紙	(卷十三) 摩訶僧祇律四十卷 (或云三十卷四帙) 東晉天竺三藏佛陀跋陀羅共法顯譯 (單本) 右一經、是根本調伏藏、即大衆部毘奈耶也。佛圓寂後、尊者迦葉集千應真、於王舍城竹林石室之所結也。 (卷二十) 摩訶僧祇律四十卷 (或云三十卷、四帙) 九百九十七紙	(卷三) 摩訶僧祇律四十卷 東晉天竺三藏佛陀羅共法顯譯 (單本) 自四帙、計一千一十五紙 【優】【登】【仕】【攝】
十誦律六十一卷 (六帙) (前五十八卷、姚秦三藏佛若多羅等共羅什譯。後毘尼序三卷、東晉三藏卑摩羅叉續譯。) 一千四百三十紙 右一經、即說一切有部毘奈耶藏、佛圓寂後三百年、初從上座部之所出也。 (此『十誦律』中、「毗尼序」三卷、或有經本、編在第九誦後、第十誦前、從第五十五卷、至五十七卷者、錯也。今檢古本、皆在其末、今者依古為正。) 謹案義淨三藏南海寄歸傳、十誦非是有部律收、文義差殊、不足怪耳。 (卷三十) 十誦律六十一卷 六帙 一千四百三十紙	(卷二十三) 十誦律六十一卷 六帙 (前五十八卷、姚秦三藏佛[若]多羅等譯。後毘尼序三卷、東晉三藏卑摩羅叉續譯。) 右一經、即說一切有部毘奈耶藏、佛圓寂後三百年、初從上座部之所出也。 (此十誦律中、毘尼序三卷、或有經本、編在第九誦後、第十誦前、從第五十五卷、至五十七卷者、錯也。今檢古本、皆在其末、今者依古為正。) 謹案義淨三藏南海寄歸傳、十誦非是有部律收、文義差殊、不足怪耳。 (卷三十) 十誦律六十一卷 六帙 一千四百三十紙	(卷十三) 十誦律六十一卷 六帙 (前五十八卷、姚秦三藏佛若多羅等共羅什譯。後毘尼序三卷、東晉三藏卑摩羅叉續譯。) 右一經、即說一切有部毘奈耶藏、佛圓寂後三百年、初從上座部之所出也。 (此十誦律中、毘尼序三卷、或有經本、編在第九誦後、第十誦前、從第五十五卷、至五十七卷者、錯也。今檢古本、皆在其末、今者依古為正。) (卷二十) 十誦律六十一卷 (六帙) 一千四百三十紙	(卷三) 十誦律六十一卷 (內五十八卷、姚秦三藏佛若多羅等共羅什譯。後毘尼序三卷、東晉三藏卑摩羅叉續譯。) 自六帙、計一千四百七十四紙 【職】【從】【政】【存】 【以】【甘】

『新續一切經源品次錄』 卷第二十 父 大唐沙門從梵依貞元釋教錄集	『貞元新定釋教目錄』 (大正藏本)	『開元釋教錄』 (大正藏本)	『開元釋教錄略出』 (大正藏本)
根本說一切有部毘奈耶五十卷 大唐吳后代三藏義淨譯 新編入錄 八百七十五紙 五帙	(卷二十三) 根本說一切有部毘奈耶五十卷 五帙 大唐天后代三藏義淨譯 新編入錄 (卷三十) 根本說一切有部毘奈耶五十卷 五帙 八百七十五紙	(卷十三) 根本說一切有部毘奈耶五十卷 五帙 大唐天后代三藏義淨譯 新編入錄 (卷二十) 根本說一切有部毘奈耶五十卷 五帙 八百七十五紙	(卷三) 根本說一切有部毘奈耶五十卷 唐三藏義淨譯 自五帙計九百三紙【業】 【去】【而】【益】【詠】
根本說一切有部苾芻尼毗奈耶二十卷(二帙) 大唐三藏義淨譯 新編入錄 三百五十九紙	(卷二十三) 根本說一切有部苾芻[尼]毘奈耶二十卷 二帙 大唐三藏義淨譯 新編入錄 (卷三十) 根本說一切有部苾芻尼毘奈耶二十卷 二帙 一百五十九紙	(卷十三) 根本說一切有部苾芻尼毘奈耶二十卷 二帙 大唐三藏義淨譯 (新編入錄) (卷二十) 根本說一切有部苾芻尼毘奈耶二十卷 二帙 三百五十九紙	(卷三) 根本說一切有部苾芻尼毘奈耶二十卷 唐三藏義淨譯 自二帙計三百七十九紙 【樂】【殊】
根本說一切有部毗奈耶雜事四十卷 四帙 大唐三藏義淨譯 新編入錄 六百四十四紙	(卷二十三) 根本說一切有部毘奈耶雜事四十卷 四帙 大唐三藏義淨譯 新編入錄 (卷三十) 根本說一切有部毘奈耶雜事四十卷 四帙 六百四十四紙	(卷十三) 根本說一切有部毘奈耶雜事四十卷 四帙 大唐三藏義淨譯 新編入錄 (卷二十) 根本說一切有部毘奈耶雜事四十卷 (四帙) 六百四十四紙	(卷三) 根本說一切有部毘奈耶雜事四十卷 唐三藏義淨譯 自四帙計六百六十六紙 【貴】【賤】【禮】【別】
根本說一切有部尼陀那目得迦十卷(或八卷) 大唐三藏義淨譯、新編入錄、此八卷、成一百二十五紙 右四經與『十誦律』、俱是說一切有部、然其文理與十誦律非無有異、未詳所以。	(卷二十三) 根本說一切有部尼陀那目得迦十卷(或八卷) 一帙 大唐天后代三藏義淨譯 新編入錄 右四經與十誦律、俱是說一切有部、然其文理與十誦律非無有異、未詳所以。 又舊云「然其文理非無有異、未詳所以者」、謹按義淨三藏南海寄歸傳、十誦非是根本律部、以是有異。如彼廣說。 (卷三十) 根本說一切有部尼陀那目得迦十卷 (前五卷尼陀那、後五卷目得迦、或八卷、一帙) 一百二十五紙	(卷十三) 根本說一切有部尼陀那目得迦譯(十卷或八卷) 一帙 大唐天后代三藏義淨譯 新編入錄 右四經與十誦律、俱是說一切有部、然其文理與十誦律非無有異、未詳所以。 (卷二十) 根本說一切有部尼陀那目得迦十卷 (前五卷尼陀那、後五卷目得迦、或八卷、一帙) 一百二十五紙	(卷三) 根本說一切有部尼陀那目得迦十卷 唐三藏義淨譯 自一帙計一百三十四紙 【尊】

【附表 2】

「品次録卷二十」の十誦・分巻		北方系統本	江南系統本	開宝蔵系統本			「品次録卷二十」の分節・首尾の経文・紙数				
十誦	分巻	隨函録・標目	開元寺藏本	指要録	高麗初雕本	高麗再雕本	分節	首尾の経文・紙数			
初誦 (此六卷)	卷一之一	卷 1	卷 1	卷 1	闕本	卷 1	一明四波羅夷法 (此有二卷)	(「佛在毗耶離國去城不遠」必自有主二事竟) 十九紙十八行			
	卷二之二	卷 2	卷 2	卷 2	闕本	卷 2		(「佛在跋耆國婆求摩河」想說無犯四戒事竟) 十九紙八行			
	卷三之三	卷 3	卷 3	卷 3	卷 3	闕本	卷 3	二明十三僧殘法 (此有一卷餘)	(「佛在舍衛國爾時長老迦留」先成舍無犯七事竟) 二十四紙十八行		
									卷 4	闕本	卷 4
	卷四之四	卷 4	卷 4	卷 4	闕本	卷 4	(二明十三僧殘法餘)	(「佛在王舍城爾時長老馳驪」名覆藏日數十三事竟) 十九紙八行			
	卷五之五	卷 5	卷 5				卷 5	闕本	卷 5	四明三十尼薩耆法 (此有二(四か?) 卷)	(「佛在舍衛國爾時迦留」不得出是竭磨二不定竟) 四紙十一行
											卷六之六
二誦 (此有七卷)	卷七之一	卷 7	卷 7	卷 7	闕本	卷 7	五明九十波逸提法初 (此有十卷)	(「佛在俱舍毗國爾時俱舍」鉢者不犯二十一事竟) 二十紙			
	卷八之二	卷 8	卷 8	卷 8	闕本	卷 8		(「佛在舍婆提爾時跋難陁」重病不犯二十事竟) 二十二紙十六行			
	卷九之三	卷 9	卷 9	卷 9	闕本	卷 9	五明九十波逸提法初 (此有十卷)	(「佛在舍衛國爾時南天竺」授經餘者誦六事竟) 二十三紙二十三行			
	卷十之四	卷 10	卷 10	卷 10	闕本	卷 10		(「佛在維耶離國夏安居」不舉不犯十四事竟) 十八紙十八行			
	卷十一之五	卷 11	卷 11	卷 11	闕本	卷 11		(「佛在舍衛國爾時有二客」二十四事竟、共行不犯) 十七紙九行			
	卷十二之六	卷 12	卷 12	卷 12	卷 12	卷 12		(「佛在舍衛城爾時六群」三十二事竟、留住皆不犯) 二十紙二行			
	卷十三之七	卷 13	卷 13	卷 13	卷 13	卷 13		(「佛在舍衛國爾時有一」四十事竟) 二十紙五行			
三誦 (此有七卷)	卷十四之一	卷 14	卷 14	卷 14	卷 14	卷 14	六明四波羅提舍尼法 七明眾學一百七	(「佛在俱舍彌國爾時長老」五十事竟、不須說) 十九紙三行			
	卷十五之二	卷 15	卷 15	卷 15	卷 15	卷 15		(「佛在舍衛爾時跋難陁」卻刺異俗、五十九事) 十六紙十六行			
	卷十六之三	卷 16	卷 16	卷 16	闕本	卷 16		(「佛在王舍城爾時瓶沙王」七十二事竟) 二十四紙二行			
	卷十七之四	卷 17	卷 17	卷 17	闕本	卷 17		(「佛在釋氏國爾時摩訶南」八十一事竟) 二十紙二十一行			
	卷十八之五	卷 18	卷 18	卷 18	闕本	卷 18		(「佛在舍衛國爾時波斯匿」九十事竟) 十八紙十行			
	卷十九之六	卷 19	卷 19	卷 19	卷 19	闕本		卷 19	(「佛在舍衛國時世飢儉」來者不犯四悔法竟) 十紙七行		
									(「佛在王舍城爾時諸比丘」棄者不犯八十四竟) 十六紙二行		
卷二十之七	卷 20		卷 20	闕本	卷 20		(「佛在舍衛國爾時波斯匿」慧因緣不犯、眾學一百七竟) 六紙一行				

「品次録卷二十」の十誦・分巻		北方系統本	江南系統本	開宝蔵系統本			「品次録卷二十」の分節・首尾の經文・紙数	
			卷 20				八明七滅諍法初	(「佛在王舍城尔時六群比丘」「如草布比丘法七滅諍竟) 十八紙二十一行
四誦 (八卷) 有七法	第一卷二十一之一	卷 21	卷 21	卷 21	闕本	卷 21	受具足法	(「佛婆伽婆王舍城外住」「七法中受戒法竟) 三十紙
	之二卷二十二	卷 22	卷 22	卷 22	闕本	卷 22	布薩法第二	(「佛在王舍城」「布薩法第二竟) 二十一紙十九行
	卷二十三之三	卷 23	卷 23	卷 23	闕本	卷 23	自恣法第三	(「佛在舍衛國諸比丘夏」「自恣法竟) 二十五紙
	卷二十四之四	卷 24	卷 24	卷 24	闕本	卷 24	安居法第四	(「佛在佛在王舍城諸比丘夏中」「安居法竟) 十五紙十行
	卷二十五之五	卷 25	卷 25	卷 25	闕本	卷 25	皮革法第五	(「佛在佛在舍衛城尔時阿濕」「皮革法竟) 十九紙六行
	卷二十六之六	卷 26	卷 26	卷 26	闕本	卷 26	醫藥法第六	(「佛在王舍城秋時」「醫藥法竟) 二十九紙十九行
	卷二十七之七	卷 27	卷 27	卷 27	闕本	卷 27	衣法第七 (此有二卷)	(「佛在王舍城五比丘白佛」「十七作應代作) 十七紙十七行
	卷二十八之八	卷 28	卷 28	卷 28	闕本	卷 28		(「佛語比丘布施有八種」「長衣受是好受衣法竟) 十九紙五行
五誦 (七卷) 有八法	卷二十九之一	卷 29	卷 29	卷 29	闕本	卷 29	迦絺那衣法第一	(「佛在舍衛國尔時諸比丘」「迦絺那衣法竟) 二十紙十二行
	卷三十之二	卷 30	卷 30	卷 30	闕本	卷 30	俱舍弥法第二	(「佛在俱舍弥尔時有一比丘」「俱舍弥法竟) 十一紙二十行
							瞻波法第三	(「佛在瞻波國尔時六群」「和合眾解) 九紙十一行
	卷三十一之三	卷 31	卷 31	卷 31	闕本	卷 31	苦切羯磨者 (與四分律阿責捷度義又白病乃是人捷度別号)	(「佛在舍衛國舍衛國內」「是事如是持) 二十二紙八行
	卷三十二之四	卷 32	卷 32	卷 32	闕本	卷 32	彼部離明、此文合說。苦切羯磨法第四 ¹ (此有二卷)	(「佛在舍衛國尔時迦留陶」「出罪羯磨) 十八紙一行
	卷三十三之五	卷 33	卷 33	卷 33	闕本	卷 33	順行法第五 ²	(「佛在王舍城尔時六群比丘」「出罪羯磨) 七紙二十六行
							遮法第六	(「佛在瞻波國尔時世尊十五」「是名破威儀) 八紙十二行
	卷三十四之六	卷 34	卷 34	卷 34	闕本	卷 34	臥具法第七	(「佛在王舍城尔時比丘互相」「能處分者臥具竟) 二十六紙二十五行
卷三十五之七	卷 35	卷 35	卷 35	闕本	卷 35	諍事法第八	(「佛在王舍城尔時諸比丘共」「所謂現前毗尼諍法竟) 十六紙六行	
六誦 (六卷明雜法)	卷三十六之一	卷 36	卷 36	卷 36	闕本	卷 36	雜誦第一 (三段) 調達事初	(「佛在王舍城尔時調達於佛」「廣說五百本生) 二十二紙三行
	卷三十七之二	卷 37	卷 37	卷 37	闕本	卷 37	調達事二	(「佛在王舍城方黑石聖山」「是事如是持) 二十二紙
	之三卷三十八	卷 38	卷 38	卷 38	闕本	卷 38	初中各二十法三	(「佛遊婆伽國人間教化」「得香施者得福) 二十四紙六行
								(「佛在芻摩國與五百」「利喜竟從座起去) 二十六紙五行
	卷三十九之四	卷 39	卷 39	卷 39	闕本	卷 39		(「佛在舍衛國有一婆羅」「遣入比丘眾中) 二十三紙十行
	卷四十之五	卷 40	卷 40	卷 40	闕本	卷 40		(「佛在舍衛國有一比丘不失」「欲
卷四十一	卷 41	卷 41	卷 41	卷 42	卷 41			

「品次録卷二十」の十誦・分巻		北方系統本	江南系統本	開宝蔵系統本			「品次録卷二十」の分節・首尾の経文・紙数	
	之六							有所作不聽作) 二十一紙二十行
第七誦 五卷明 尼律五 段	卷四十二 之一	卷 42	卷 42	卷 42	卷 43	卷 42	一八波羅夷法 (第五事)	(「佛在舍衛國舍衛國中主」犯八波羅夷) 十二紙二十四行
							二十七僧殘 (第四事)	(「佛在舍衛國爾時有比丘」十七事竟) 十九紙九行
				卷 43	卷 44	卷 43		※【開宝蔵系統本】は「若屏處瞋罵不言者不犯(第七戒竟)」で終わる。
								※【開宝蔵系統本】は「佛在舍衛國爾時波斯匿王有千鬪將」から始まる。
	卷四十三 之二	卷 43	卷 43				三 明 尼 薩 耆 (十八戒同僧不出從第十九下釋)	(「佛在王舍城爾時有助調達尼」三十事竟) 十一紙二十一行
				卷 44	卷 45	卷 44		※【開宝蔵系統本】は「第二十七事竟」で終わる。
				卷 44	卷 45	卷 44		※【開宝蔵系統本】は「佛在舍衛國爾時諸比丘尼行乞欲為多人作房舍」から始まる。
				卷 45	缺本	卷 45	四單提法一百七十八戒(七十二同僧不共)	(「佛在舍衛國爾時有守蒜」從第七十三云九十二事竟)
				卷 45	缺本	卷 45		※【開宝蔵系統本】は「九十六事竟」で終わる。
				卷 45	缺本	卷 45		※【開宝蔵系統本】は「佛在舍衛國爾時憍薩羅國主波斯匿王」から始まる。
卷四十四 之三	卷 44	卷 44					(「佛在舍衛爾時迦羅比丘」一百二十二竟) 二十三紙二十行	
卷四十五 之四	卷 45	卷 45					(「佛在王舍城爾時助調達」一百五十二事竟) 三十紙九行	
			卷 46	缺本	卷 46		※【開宝蔵系統本】は「[一百二十二事竟」で終わる。	
			卷 46	缺本	卷 46		※【開宝蔵系統本】は「佛在王舍城爾時助調達比丘尼、常入出他家」から始まる。	
卷四十六 之五	卷 46	卷 46	卷 47	卷 48	卷 47 (第七誦之六)	五八提舍尼法及八敬法	(「佛在俱舍弥尔時迦留羅」一百七十八事竟) 十五紙十三行	
							(「佛在釋氏國爾時釋摩」出界得突吉羅罪) 二紙十二行 文不出眾學尼本無七減諍	
第八誦 (四卷)	卷四十七 之一	卷 47	卷 47	卷 48	卷 49	卷 48	次明增文。 從增一至二十一、分為兩段、前十後十一也。 增一初	(「佛在舍衛國長老優婆」分物者隨僧用) 十九紙十七行
	卷四十八 之二	卷 48	卷 48				增二初	(「有二法智犯罪」更不受用增二法竟) 二紙二行
				卷 49	卷 50	卷 49	增三初	(「有三羯磨攝諸」地獄中增三法竟) 二紙二十二行
							增四初	(「有四種和尚」四無過增四法竟) 四紙十行
							增五初	(「佛在釋迦國大愛道」以五事觀) 十二紙十二行
	卷四十九 之三	卷 49	卷 49	卷 50	卷 51	卷 50		(「有五事群常人能於僧中」沙弥有罪增五法竟) 十四紙
						增六初	(「有六諍本一者瞋恨」名六攝法增六法竟) 一紙十七行	

「品次録卷二十」の十誦・分巻		北方系統本	江南系統本	開宝蔵系統本			「品次録卷二十」の分節・首尾の經文・紙數	
							增七初	(「有七財信財戒財」「七大持律增七法竟)」二十行
							增八初	(「有八眾刹利眾婆羅」「除殞亦尔)」三十四行
							增九初	(「有九惱是人以侵損我」「名九捨惱增九法竟)」十一行
							增十初	(「有十事令正法滅亡沒」「奪一與一前增十法竟)」三紙二十四行
							後十一增一初	(「有三羯磨一切」「過人法一法竟)」一十三行
							增二初	(「有二犯不善犯無記犯」「作不教化二法竟)」二紙
							增三初	(「有三毗尼羯磨攝一切羯磨」「知制戒三法竟)」二十行
							增四初	(「有四諍鬪諍無根諍」「人境界四法竟)」十八行
	五十之四	卷 50	卷 50	卷 51	卷 52	卷 51	增五初 增六 增七 略出	(「有五事故僧與下意」「利吒比丘六法七法如先說)」三紙二十三行
							增八初	(「不應畜八種鉢」「餘如先說八法竟)」四行
							增九初	(「佛語優波離一比丘」「餘如先說九法竟)」二紙十四行
							增十初	(「有十利攝僧故僧一心故」「以十利故後十法竟)」二紙五行
							增十一相初	(「所有犯事應」「言自偷蘭遮悔過)」十五紙九行右前十後十一、共二十一增數法也。
第九誦 (四卷) 之一	卷五十一 之一	卷 51	卷 51	卷 52	闕本	卷 52	明優波離問部 先問僧律等 問僧律初	(「佛在毗耶離國長老憂」「答與學沙弥是初竟)」一紙十五行
							問盜事二	(「佛在舍衛城優婆離問佛」「與學沙弥是二事竟)」五紙四行
							問煞事三	(「優波離問佛若比丘以呪」「與學沙弥是三事竟)」三紙十二行
							問妄語事四	(「優波離問佛言世尊大妄」「在此房中是也四事竟)」三紙二十六行
							問十三事	(「佛在舍衛國優波離問佛」「各隨所作是也十三事竟)」十紙
	卷五十二 之二	卷 52	卷 52	卷 53	闕本	卷 53	問二不定法	(「優波離問佛言若信」「是比丘應作二不定竟)」四紙十七行
							問捨墮法	(「優婆離問佛若比丘多有」「答言得三十捨墮竟)」八紙十二行
							問波夜提事 不問四提舍尼 及眾學	(「優波離問佛若比丘作梵志」「隨所着之得罪)」十一紙六行 (「問頗有比丘知比丘龜罪」「若有作得突吉羅夜提竟)」六紙
	卷五十三 之三	卷 53	卷 53	卷 53	闕本	卷 54	問七減諍法	(「問頗有諍不用七減」「皆名為減七諍竟)」十二行
							問上第四誦中 (七法) 問受戒法一 問布薩法二	(「優波離問若比丘白四羯磨」「得名受戒 受法竟)」二紙十四行 (「優波離問佛若比丘餘眾僧」「波羅提木叉布薩法竟)」二紙二十六行

「品次録卷二十」の十誦・分巻		北方系統本	江南系統本	開宝蔵系統本			「品次録卷二十」の分節・首尾の經文・紙数		
	卷五十四之四	卷 54	卷 54	卷 55	闕本	卷 55	問自恣法三	（「優波離問佛」「自恣出界去無罪自恣法竟」）三紙二行	
							問安居法四	（「問比丘有幾自誓若有五鉢」「安居無所得人安居法竟」）二十二行	
							不問皮革法	（闕五）	
							問藥法六	（「優波離問佛若以蘇油」「七日受不答可受藥竟」）二紙十四行	
							問衣法七	（「問擯人應羯磨分衣不」「大比丘等分衣法竟」）二十行	
							問上第五誦中（八法） 初迦絺那法一	（「優波尼問佛無歲比丘」「名捨迦絺那衣一法竟」）二紙二十六行	
							問拘舍弥法二	（「問若眾僧壞為二部」「比丘共和合是拘舍法竟」）十七行	
							問瞻波法三	（「問睡眠比丘眾僧償」「若坐若立得瞻法竟」）一紙八行	
							四般茶盧伽法四 此比丘名與苦	（「優波離問比丘諸比丘作減切白病法一也」「出罪不答得盧伽竟」）一紙八行	
							問順行法五	（「優波離問佛頗有比丘即」「與學沙弥法順行竟」）二紙一行	
							問遮法六	（「優波離問佛頗得宿」「接四界得名遮遮法竟」）一紙二十行	
							問臥具法七	（「優波離問佛如佛所說」「作事今代作臥具竟」）二十二行	
							問減諍法八	（「優波離問佛頗以一多」「答不名破僧減諍竟」）七行	
							第十誦（此有四卷） ³	卷五十五之一	卷 55
自恣布薩欲及雜	（「自恣法者安居比丘應一處」「亦應善知法部竟」）九紙七行								
卷五十六之二	卷 56	卷 56	卷 56	卷 57	闕本	卷 57		羯磨治償及行法	（「二法者償比丘云何行」「相違是名非法行法竟」）十六紙八行
								二種毗尼及雜	（「三事決定知比丘相一本起」「本未已應用二犯等竟」）三紙五行
								四波羅夷初戒	（「佛在毗舍離爾時須提那」「初波羅夷竟」）七紙二十行
								盜戒	（「佛在王舍城因達尼迦比丘」「同死比丘餘物分」）一紙三行
卷五十七之三	卷 57	卷 57	卷 58	卷 58	卷 58	卷 58		盜戒餘	（「諸比丘自相語言共作賊」「云於肉斷望故盜戒竟」）二十三紙二十一行
								殺戒卷	（「佛在婆耆國婆求沫河邊」「石下石下煞戒竟」）十紙十五行
卷五十八之四	卷 58	卷 58	卷 58	卷 59	闕本	卷 59		大妄戒 略問僧殘不定捨墮單提悔過（此五問）	（「佛在毗耶離婆求沫河邊」「想說無罪妄戒竟」）十一紙六行

「品次録卷二十」の十誦・分巻		北方系統本	江南系統本	開宝蔵系統本			「品次録卷二十」の分節・首尾の経文・紙数	
							篇略 (不問眾學七減諍也)	(「佛在舍衛國因迦留陀夷」) 八紙八行
毗尼序 (三卷) 五百七 百集法 藏等四 品	卷五十九	卷 59	卷 59	卷 60	闕本	卷 60	五百比丘集減 善法品第一	(之「佛婆伽婆在拘尸城五百比丘」 「集法品竟」) 十三紙十五行
							七百比丘集減 惡法品第二	(「佛般涅槃後一百一十歲」 「在此門下立」) 九紙十四行
	卷六十之 二	卷 60	卷 60		闕本	卷 61	七百〔比丘集 減惡法品第 二〕餘	(「長老級闍蘇彌羅來」 「七百比丘減惡法品竟」) 八紙二十五行
	卷六十一	卷 61	卷 61	毗尼中雜品第 三			(「佛在舍婆提城有比丘」 「若噉得突吉羅罪」) 十五紙二十一行	
						雜餘 (云亦「因緣品 第四」)	(「佛在迦羅國諸貴」 「現比丘應分」 毗尼序三卷竟) 二十七紙十七行	

- 1 『十誦律』卷三十一に、「丹本云『八法中苦切羯磨法第四之初』」(CBETA, T23, no.1435, p.221, a18-19) と言う高麗再雕蔵本の異本注記が見える。
- 2 『十誦律』卷三十三に、「丹本云『八法中順行法第五』」(CBETA, T23 no.1435, p.236, c15) と言う高麗再雕蔵本の異本注記が見える。
- 3 原文に「此名善誦卑摩羅叉、後改善誦為毗尼誦、故二名存焉、亦善部。十種得戒」とある。